

陳 情 回 答 綴

(陳情第 21 号～第 47 号)

令和 5 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 2 1 号	行政にかかる諸問題について	1
陳情第 2 2 号	行政にかかる諸問題について	2 1
陳情第 2 3 号	行政にかかる諸問題について	3 1
陳情第 2 4 号	障害者施策等の充実について	3 7
陳情第 2 5 号	行政にかかる諸問題について	5 1
陳情第 2 6 号	自治会活動について	6 3
陳情第 2 7 号	障害者施策の充実について	6 5
陳情第 2 8 号	障害者施策の充実について	6 9
陳情第 2 9 号	障害者施策等の充実について	7 1
陳情第 3 0 号	児童発達支援センターについて	7 3
陳情第 3 1 号	新型コロナウイルスワクチンについて	7 5
陳情第 3 2 号	感染症対策について	7 7
陳情第 3 3 号	公共交通について	7 9
陳情第 3 4 号	公共交通について	8 1
陳情第 3 5 号	公共交通について	8 7
陳情第 3 6 号	公園について	8 9
陳情第 3 7 号	交通対策について	9 1
陳情第 3 8 号	堺環濠都市北部地区について	9 3
陳情第 3 9 号	支援学校について	9 5
陳情第 4 0 号	支援学校について	9 7
陳情第 4 1 号	教科書について	9 9
陳情第 4 2 号	交通対策について	1 0 1
陳情第 4 3 号	図書館行政について	1 0 3
陳情第 4 4 号	学校図書館について	1 0 5
陳情第 4 5 号	放課後施策について	1 0 7
陳情第 4 6 号	放課後施策について	1 0 9
陳情第 4 7 号	放課後施策について	1 1 1

番 号	陳情第 2 1 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	9月26日
<p>(審査結果)</p> <p>第5項</p> <p>「広報さかい」に掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づき、できるだけ詳しく市民の皆様にお伝えできるように作成しています。</p> <p>ご指摘のありました議案第46号「和解について」は、会派等別の賛否を公表することと決まりましたが、今号では、紙面スペースの関係上、その審議内容等の記事の掲載はしていませんでした。しかし、議案や審議等の内容については、堺市議会ホームページにおいて議案書及び会議録をご覧いただけるようにしており、「広報さかい」にもQRコードを掲載するなど、当該ホームページにアクセスしやすいような工夫を加えておりました。</p> <p>今後とも、ご要望いただいたことを踏まえ、市民の皆様に分かりやすく議会に関する様々な情報をお伝えできるように、工夫していきますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。</p>	

番 号	陳情第21号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（政策企画部）（建築都市局都心未来創造部・都市計画部都市計画課）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局産業戦略部産業企画課）</p> <p>本市は、カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致には関わっていません。</p> <p>また、堺駅・堺旧港エリアは、大阪都心部と関空とを結ぶ交通軸に位置し、親水護岸の整備された美しい海辺等を有しており、これら都市資源を活かした当エリアの活性化は、将来にわたり、堺の都市魅力創出に向けて重要と考えています。</p> <p>第7項（広報戦略部広報課）</p> <p>「広報さかい」は行政からのお知らせに加え、市の魅力や変化、セーフティネット情報を伝える「市政トピックス」や「特集面」を設け、紙面を構成しています。</p> <p>令和5年6月号や7月号では、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」や「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」を3ページの「市政トピックス」の欄に掲載しました。</p> <p>今後も市政情報を大きく取り上げる紙面で、市民の方の暮らしを守るセーフティネット情報を掲載し、大切な情報が得られずに、取り残される方がいないよう、今後も全戸宅配の広報紙でしっかりと掲載し、お届けします。</p> <p>第8項（広報戦略部広報課）</p> <p>「広報さかい」は紙面に限りがあるため、より詳細な情報や関連情報をホームページで得られるように、二次元コードを活用しています。</p> <p>なお、「広報さかい」に掲載する情報は、インターネット環境を持たない方などに配慮して、必要な情報はできるだけ掲載しています。</p> <p>今回、ご指摘いただきました「クールスポット」の情報に関しては、令和5年7月号の2ページの「市政トピックス」の欄に掲載しました。</p> <p>開設時期については「7月3日～9月29日」と明記し、場所についても、「市役所や区役所、体育館」などと記載し、ホームページの内容となるべく同様になるよう掲載しました。</p> <p>今後も、限られた紙面スペースを有効に活用しながら、市民の皆様の期待に応える紙面制作に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（ICTイノベーション推進室）（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課・医療年金課）</p> <p>マイナンバーカードは、個人の申請により交付するものであり、申請そのものは義務ではありません。そのため、申請意思のない方に対し、マイナンバーカードの取得を強制することはありません。また、国はマイナンバーカードを取得していない方、若しくはカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方であっても、安心して従来どおり保険診療を受診いただける環境を整えるとしています。</p> <p>なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における現行の健康保険証の取扱いについては、今後の国の動向を注視します。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（人事部人事課）（産業振興局産業戦略部雇用推進課）</p> <p>本市では「さかいJOBステーション」において、女性求職者の状況に応じたカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援などに取り組んでいるほか、「さかい女性の就職応援プロジェクト」として、潜在求職者の掘り起こしや、女性が働きやすい企業を増やすために企業の意識改革に取り組んでいます。</p> <p>あわせて、大阪労働局等と連携を図り、女性求職者と企業のマッチングを支援し、非正規雇用から正規雇用への転換も含め、働きたいと考えている女性と人手不足に悩む企業の雇用のミスマッチを解消することにより、女性の就業率の向上をめざします。</p> <p>今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に取り組んでいきます。</p> <p>また、本市では、正規職員の任用にあたって、地方公務員法に基づき、人事委員会による中立・公正な競争試験等を経て任用しています。</p> <p>正規職員及び非正規職員の配置については、市民の視点に立ち、業務内容に応じた最適な任用形態を合理的に組み合わせており、今後も、適切な人員配置に努めていきます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（財政部財政課）（市長公室政策企画部計画推進担当）</p> <p>令和5年1月に公表の「財政収支見通し」では、毎年度の多額の収支不足によって基金が枯渇し予算編成が困難となるような状況は回避できる目処が立ったことから、「堺市財政危機宣言」を解除しました。しかし、令和14年度まで収支不足が続く見込みとなっており、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進めることが必要です。</p> <p>また持続可能な都市経営を推進するうえでは人口減少への対応が最重要課題であり、特に転出が顕著となっている子育て世代などの若年層の定住・流入は喫緊の課題と認識しています。そのため、令和5年度当初予算では、重点施策として「子育て世代の定住・流入促進」を掲げ、安心して子育てできる環境の充実や子どもの可能性を伸ばす教育の推進、良質な住宅ストックや安全安心な住環境の形成、多様なニーズに応じた就労機会の拡大など総合的な対策を位置付けています。</p> <p>令和5年度に拡充した主な事業として、市独自の第2子以降の保育料無償化や子どもの総合的な学力の向上、若年者や女性対象のカウンセリング・マッチング等の就職支援などに取り組んでいます。</p> <p>第12項（財政部財政課）</p> <p>国に対する「国の施策・予算に関する提案・要望書」において、エネルギー価格高騰による影響を含む地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、地方交付税総額について必要額を確保することを要望しています。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 1 3 項 (選挙管理委員会事務局)</p> <p>選挙公報については、配布洩れを防ぎながらできるだけ速やかな配布に努めているところで す。また、それと同時に期日前投票を利用される選挙人への補完措置として、ホームページへ の掲載や期日前投票所での閲覧等を講じています。市政情報コーナーでの配架についても、配 布洩れ対策のため配架していますが、今後の選挙においては届き次第配架するようにしてい きます。</p> <p>市長選挙の市民への周知方法については、広報さかいや市ホームページ、入場整理券の配 布、自治会掲示板や南海電車内等多数の選挙人が目にし易い箇所に啓発ポスターを掲示してい ます。また、市内 9 8 1 か所の公営ポスター掲示場には選挙名・投票日・投票時間等を掲示し ています。</p> <p>また、投票日当日には啓発宣伝車による投票の呼びかけを行いました。更に、市のツイッ ターやライン等 SNS の活用による啓発も実施し、できる限りの周知を図ったところです。</p> <p>今後においても、費用対効果を考慮し、執行する選挙名、投票日、投票時間、投票所等を選 挙人に知ってもらうために必要な情報発信を講じていきますので、ご理解いただきますようお 願いします。</p> <p>第 1 4 項 (選挙管理委員会事務局)</p> <p>郵便投票の対象者を現行の「要介護 5」から「要介護 4」及び「要介護 3」全体に拡大する よう、今後も指定都市選挙管理委員会連合会を通じて、実現に向けて法改正要望を継続してい きますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>選挙当日の投票所は交通の利便性等を考慮し、また地域住民のご意見、ご要望を勘案し、投 票区内の選挙人の身近にある学校や地域会館等をお借りして投票所を設置しております。今後 とも地域の方々のご意見を伺いながらよりよい投票環境の整備を図っていきます。当日投票所 においては、臨時的にスロープを設置する等により段差解消を図り、点字器、車イス、コミュ ニケーションボードなどを設置し、「誰もが投票しやすい環境づくり」を進めていきます。</p> <p>また、開票事務については、事務従事者向けの説明会やリハーサル等により、正確な開票事 務の実施に努めていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（市民生活部生涯学習課）（建築都市局交通部公共交通担当）</p> <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。これまでも本市ホームページや生涯学習情報誌を活用し、公民館の案内を行ってきましたが、今後も広報さかいを含め様々な媒体を活用し、より多くの方に公民館をご利用いただけるよう情報発信に取り組みます。</p> <p>また、各公民館への交通アクセスについては、本市のホームページに掲載しています。</p> <p>本市では、民間事業者による鉄軌道や路線バスに加えて、堺市乗合タクシーを運行することにより市民の移動手段を確保しています。堺市乗合タクシーは、鉄道駅やバス停などから離れた地域にお住まいの方の日常生活に必要な移動手段の確保するため、こうした地域と最寄りの鉄道駅等を結ぶルートを実行しており、制度趣旨に鑑み、ご要望のルートを設定することは難しいと考えます。</p> <p>第16項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>本市では、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、「第5期さかい男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>本プランでは、現状から把握した課題をもとに、4つの基本方針を定め、基本方針に基づき、意識啓発や環境整備等に取り組んでいます。</p> <p>今後も、社会情勢の変化などを踏まえながら、男女共同参画社会の実現のために様々な施策を推進します。</p> <p>ダイバーシティ推進部では、局長級のダイバーシティ推進監のもと、「堺市基本計画2025」における基本姿勢の一つである「多様性（ダイバーシティ）」をより推進し、ちがいを認め合いそれぞれの人々が自分らしく活躍できるよう組織横断的な取組を進めることで、「未来を創るイノベティブ都市」の実現をめざします。</p> <p>第17項（市民生活部生涯学習課・ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</p> <p>利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めたいと考えていますので、ご理解をお願いします。</p> <p>本市では、お住まいの地域に関わらずどなたでも利用できる6館の市立公民館や高齢者が利用できる老人福祉センターを設置しており、地域活動やコミュニティ活動、レクリエーション等の活動の場としてご活用いただくことができます。利用にあたっては各施設にお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項 (ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課) (教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課)</p> <p>生理用品の配布をきっかけに、困難を抱える女性を相談・支援につなげることを目的として、ダイバーシティ企画課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、社会福祉協議会などで、相談窓口の案内カードを同封した生理用品の配布を行っています。</p> <p>また、学校では、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による対応と並行して、トイレ等に設置する方法での配布もしています。</p> <p>生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な困難だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。</p> <p>今後も、困難を抱える女性を相談や支援につなげるために有効な配布方法や配布場所等について検討します。</p> <p>第19項 (ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課)</p> <p>男女がともに生涯を通じた健康を保持し、適切な健康管理を行うためには、身体的性差について十分に理解し合うことが必要です。</p> <p>特に、女性はライフステージごとの変化が大きく、心身の状態に応じて必要なサポートが得られるような支援が求められます。</p> <p>本市では、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を踏まえた啓発を推進します。</p> <p>第20項 (ダイバーシティ推進部人権推進課)</p> <p>本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、施策に取り組んでいます。</p> <p>「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めています。</p> <p>第21項 (ダイバーシティ推進部人権推進課)</p> <p>戦争は最大の人権侵害で、平和のもとでこそ人権を守ることができます。</p> <p>本市は、非核平和宣言都市として、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、人権尊重の大切さを訴え、すべての施策を平和と人権の視点を持って推進しています。</p> <p>今後も、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組みます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（ダイバーシティ推進部人権推進課）</p> <p>戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝えることは、大変重要であると認識しています。</p> <p>本市では、堺大空襲を体験された方に体験談を語っていただく「ピースメッセンジャー（堺大空襲語り部登録ボランティア）」の紹介を行っています。</p> <p>その他にも、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示や、啓発動画「堺大空襲」の配信など、戦争体験者が高齢化する中、さまざまな機会や媒体を活用した取組を行っています。</p> <p>今後も、平和啓発を積極的に推進し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第23項（障害福祉部障害福祉サービス課・保健所感染症対策課）</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法に基づく臨時接種として位置づけられており、厚生労働大臣の指示により全国の市町村において実施しています。</p> <p>本市においても国の方針に基づき、令和5年5月8日からの「令和5年春開始接種」では、65歳以上の高齢者の方や基礎疾患を有する方等、重症化リスクが高い方を始め、医療従事者、高齢者施設等の従事者で希望する方には、自己負担なく接種いただけるよう体制を確保しています。</p> <p>また令和5年9月20日からの「令和5年秋開始接種」では、国において、初回接種を終了したすべての方が自己負担なく接種を受けていただけることが示されました。本市でも、希望される対象の方が、速やかに接種を受けていただけるよう取組を進めます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生の影響により生じた、通常サービス提供時等では想定されない費用、いわゆる「かかり増し経費」について令和2年度から補助を行い、令和5年度についても、国の方向性に基づき、実施します。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 2 4 項（長寿社会部国民健康保険課・医療年金課）</p> <p>平成 3 0 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されたことに伴い、大阪府は、法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図っていく観点から、府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料」となる府内統一保険料率などを定めました。</p> <p>「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成 3 0 年度から令和 5 年度まで最大 6 年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応しています。</p> <p>また、堺市国民健康保険運営協議会における「被保険者への影響を考慮し、市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等の実施について、大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、大阪府に対し、「激変緩和措置のみならず、さらなる財政措置を講じるとともに、保険料率の急激な増加については、府内統一保険料率を踏まえ、府において平準化するような仕組みを検討すること」などの意見具申を行う等、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいます。</p> <p>未就学児に係る均等割保険料の 5 割軽減措置について、本市は国が示す対象年齢、減額割合により軽減措置を実施していますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の拡充を国に要望しています。</p> <p>加えて、国庫等の公費負担の更なる引き上げ等、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対して要望しています。</p> <p>なお、保険料の統一化の中止については、国民健康保険法第 8 2 条の 2 第 8 項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、運営方針に沿わない事務となることから、本市としては中止することは困難と考えています。</p> <p>本市の子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成 1 6 年 1 1 月から 1 医療機関当たり月 2 日を限度に各日 5 0 0 円までの負担をいただいております。平成 1 8 年 7 月からは、子育てに係る負担軽減を図るため 1 ヶ月当たりの負担限度額を 2, 5 0 0 円とする助成制度の拡充を行いました。これらは大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入された制度です。</p> <p>本市においては、独自の取組として所得制限の撤廃と対象年齢 1 8 歳までの拡充を実施しているところです。</p> <p>子ども医療費助成は、経済的な事情による受診控えを抑制するといった意見があります。一方、大学の実証研究において自己負担額の無償化は過剰受診を招くことが報告されるなど、その是非についてはさまざまな見解がなされているところです。本市としましては、引き続き、子育て施策に対する国や府の動向を注視していきます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>加齢性難聴は、本人も気づかないうちに進行することがあり、聞こえにくさだけでなく、言葉を聞き分ける能力が低下することで、情報収集が困難になるほか、社会的な孤立による認知機能低下等とも関連性があると認識しています。</p> <p>このことから、医療受診や適切なケアにつながるよう、加齢性難聴に対する社会理解の促進と、高齢者を支援する職員への啓発に取り組んでいます。</p> <p>加齢性難聴の方の補聴器購入に係る公的補助制度の創設については、引き続き、他市と共同し国へ提案します。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組みを可能としています。</p> <p>処遇改善については、国制度による職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しているところです。</p> <p>今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。</p> <p>第27項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）（教育委員会事務局学校教育部生徒指導課）</p> <p>ヤングケアラーの実態や支援ニーズを把握することを目的に、今年度、市立の小中学校の小学6年生と中学2年生を対象として、ヤングケアラーの実態調査を実施しています。</p> <p>ヤングケアラーへの支援については、既存の要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等のネットワークを活用して、学校をはじめとする関係機関と連携し、個々の課題に応じて必要となる福祉、介護、医療等のサービスにつなげています。加えて、今年4月より、子ども・若者の総合相談窓口である堺市ユースサポートセンターの機能を強化し、ヤングケアラーの当事者が様々な悩みを安心して打ち明けることができる相談窓口や、同じ立場の若者と思いを共有できるような居場所を設置しています。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第28項（観光部観光企画課）</p> <p>気球のヘリウムガス漏出については気球運行事業者が主体となり、現在も原因究明に努めています。原因が判明した際には、再発防止策を講じ、安全の確保を徹底して事業を進めます。</p> <p>なお、今回の漏出に関連する経費（ヘリウムガスの再調達のコストを含む）は、気球運行事業者が全額負担することになり、市の負担はありません。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当）</p> <p>本市では、堺都心部の移動利便性や回遊性の向上などをめざしたSMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトに取り組んでいます。主な取組として、堺都心部と美原をはじめとした市域東部の人流と地域の活性化、公共交通の利用促進などを目的としたSMI美原ラインの導入や、堺駅～堺東駅間の公共交通について、自動運転などの先進技術を活用してバリアフリーな移動環境の実現、快適性や安全性の向上などを図るSMI都心ラインの導入などをめざしています。</p> <p>SMI美原ラインについては、今年度、10月2日（月）から12月15日（金）までの期間、堺駅前から美原区役所前間において直通急行バスを運行する実証実験を実施します。今後、実証実験の結果を踏まえ、導入に向けて検討を進めます。</p> <p>SMI都心ラインについては、今年度、市民や学識経験者、地元関係者、国、交通事業者、交通管理者、道路管理者などで構成するSMI都心ライン等推進協議会を設置しており、多様な主体の意見をふまえ、SMI都心ライン等導入計画の作成を進めます。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 3 0 項 (サイクルシティ推進部自転車環境整備課・自転車対策事務所)</p> <p>自転車走行環境の整備について、本市では自転車ネットワーク計画に基づき通行空間の整備を進めており、今後も自転車及び歩行者の安全性・快適性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組みます。</p> <p>また、駅周辺の駐輪場については、民間駐輪場も含めた駐輪場の利用状況や周辺施設の土地利用状況などを踏まえ、駐輪場の効果的な活用について検討を行います。</p> <p>第 3 1 項 (サイクルシティ推進部自転車企画推進課)</p> <p>自転車事故抑制に向け、まずは交通ルール・マナー遵守の啓発が重要であるため、交通管理者と協働して、街頭指導や交通安全教室等を重点的に実施しています。</p> <p>また、本市のヘルメット着用率は約 1 0 % であり、安全確保の観点からヘルメット着用率向上に向けた啓発活動を区民まつり等の様々な機会を捉えて取り組んでいます。引き続き、交通管理者と協働した啓発活動の実施や、他都市の状況等も踏まえたヘルメット着用率向上に向けた取組を検討します。</p> <p>シェアサイクル利用者のヘルメットについては、スマートフォンのアプリで貸出・返却するシステムを利用し、無人で運用するシステムであるため、現時点ではヘルメットの受け渡しが困難な状況ですが、他都市の運用状況等の情報収集を行い、今後事業者と検討します。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第32項（中央図書館総務課）</p> <p>多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備及び図書資料費に係る予算の充実に努め、より多くの人に利用される図書館運営に努めます。また、司書の専門性を生かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員が重要であると認識しています。</p> <p>第33項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部教育課程課・学校管理部学校給食課・学校施設課）</p> <p>本市では現在、小学校において1年生から4年生で35人以下の学級編制を行っており、令和7年度以降すべての学年で35人以下の編制となります。また、現在でも5年生から6年生で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。</p> <p>中学校においても令和5年度より、1年生で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。各学校が学級を分割して活用できるよう、令和6年度以降も段階的に1学級当たり38人を超える学年に独自の加配教員を配置し、令和7年度以降全学年で38人以下の学級編制を実施します。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p> <p>また、必要に応じて教室の環境整備は随時実施します。</p> <p>生徒が教室で、安全に給食を配膳できるように、カバン等を置くロッカー及び配膳台を全員喫食制中学校給食の開始までに順次設置できるよう取り組みます。なお、ロッカーの先行設置校において、安全な給食の配膳について検証を行い、各中学校に示しました。</p> <p>第34項（教職員人事部教職員人事課）</p> <p>教員の配置に関して、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員を国に対し要望しています。</p> <p>また、教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 3 5 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策等事業は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）」に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう実施しています。</p> <p>また、運営については民間事業者を活用し、放課後児童対策等事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の選定を行っています。</p> <p>なお、全国的な指導員不足が課題となる中、継続して本市の事業で安定的に従事していただくためには指導員の処遇改善が課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p> <p>第 3 6 項（学校管理部学務課・学校給食課）</p> <p>学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。多額の公費を伴う学校給食費の無償化の実施は、現時点では困難な状況です。なお、令和 5 年度 2・3 学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しているものです。国に対しても、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。</p> <p>就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の給付内容で実施しています。</p> <p>中学校給食における就学援助については、令和 7 年度の全員喫食制給食の実施から、適用する方向で調整します。</p> <p>学校給食の食材については、米、小松菜、玉ねぎ、大根、にんじん、キャベツ等で堺市産の地場産物を使用しています。また、有機農産物については生産量の確保などの課題があり、今後、他市の事例などについて研究します。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第37項（教育センター能力開発課・学校ICT化推進室・学校教育部教育課程課）</p> <p>さかい学びサポート事業（旧マイスタディ事業）については、地域人材の協力のもと、参加児童生徒の授業理解に一定の効果があつたものと考えておりますが、一方、スタッフの安定的な確保など課題もあることから、令和2年度をもって廃止しました。</p> <p>本事業の目的であつた家庭学習習慣の定着や基礎学力の向上に向けては、児童生徒用パソコンにおける学習コンテンツを活用し、児童生徒が自分のペースを大切にしつつ、学習上のつまずきを確認しながら学ぶことができる仕組みを整備し、個々の学びの状況に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。</p> <p>各学校には、各種学力調査の結果分析から明らかになった児童生徒のつまずきの状況と学習の系統性や学習コンテンツとの関連を示しています。それに基づき、各学校では授業改善の取組の推進や、授業や家庭学習での学習コンテンツの有効活用を図っています。</p> <p>第38項（学校教育部教育課程課・教育センター能力開発課）</p> <p>チャレンジテストについては、実施の目的を考慮し、公立高等学校入試における評定の公平性を担保する方策の検証のために行われているものと認識しています。</p> <p>大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）により、児童の学びの状況を把握することで、これまでの教育施策の成果や改善に活かし、また、学校では指導の改善・充実に役立てることができると考えております。調査内容の重複等について見直しを行い、令和4年度の大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）から、教科や教科横断型の調査については受検しますが、アンケート調査は、本市が実施するCBTによる学習・生活状況調査（児童生徒用パソコンを活用した質問調査）により代替することとし、アンケート調査においては受検しないこととしました。</p> <p>第39項（教育センター企画相談課・学校教育部生徒指導課）</p> <p>不登校児童生徒の状況に応じて、教育支援教室やフリースクールなどの民間施設と連携する等、多様な教育機会を確保し、社会的自立への支援を行っています。教育支援教室においては、令和4年度に出張教室1か所を新設し、令和5年度には開室日数を週2日から週4日に増加しています。</p> <p>スクールカウンセラーについては、令和5年度は前年度から小学校への配置を3校増やし、小学校31校、中学校全43校、高等学校全1校に配置しています。</p> <p>また、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設への通所に要する交通費の負担軽減措置として、各校で通学定期券購入のための証明書を発行しています。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 4 0 項 (学校管理部学校施設課) (危機管理室防災課)</p> <p>体育館のエアコン整備については、国の動向、他市の状況などを注視し、災害時の避難所になることも念頭に置きながら研究を進め、良好な学校施設の環境改善に取り組みます。</p> <p>第 4 1 項 (総務部学校改革推進室)</p> <p>「学校群」とは、「新たな学校のあり方」として、これからの時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むため、それぞれの子どもに応じた「個別最適な学び」と異なる考え方が組み合わさりよりよい学びを生み出す「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、中学校区を構成する小・中学校が一体となって、「授業の改善」や「カリキュラムの改善」、「学校群マネジメント」の取組を学校群の状況に応じて進めるものであり、単に効率化のために施設のあり方を変えることを目的とはしていません。</p> <p>令和 4 年 2 月開催の令和 3 年度第 3 回総合教育会議の資料に掲載している子どもの移動を伴うキャンパス方式等は、今後、学校群の小中学校が子どもたちの育ち・学びのための取組を検討するに当たって、学校群の資源を活用した学びの形の可能性の一つの例として掲載したものであり、必ず採用しなければならないものではありません。子どもの移動の必要がない ICT を活用した遠隔授業等も含め、学校立地や子どもの安全面等を踏まえ、創意工夫のもと効果的な学びのかたちを検討します。</p> <p>また、保護者、教職員、地域の方々に対しては、様々な媒体を通して「新たな学校のあり方」の目的や考え方、モデル学校群の取組等を発信し、周知・理解を図ります。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局産業戦略部産業企画課）</p> <p>本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげることを目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進する必要があると認識しています。</p> <p>なお、カジノを含む統合型リゾート（IR）については、本市はIR誘致には関わっていません。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（ICTイノベーション推進室）（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課・医療年金課）</p> <p>マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されており、各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合があります。各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合においては、その旨を説明し、記入を求めますが、それでも記入いただけない場合でも不当な取り扱いを行うことはありません。その際は、マイナンバー法第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などにより本市がマイナンバーを確認します。</p> <p>また、国が推進する健康保険証とマイナンバーカードの一体化は、マイナンバーカードを利用して医療機関等を受診していただくことで、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになることから、利便性の向上につながるものと考えています。</p> <p>なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における現行の健康保険証の取扱いについては、今後の国の動向を注視します。</p>			

番 号	陳情第 2 2 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 4 項（行政部行政経営課）</p> <p>本市の財政は、平成 2 8 年度以降、恒常的な収支不足が生じ、令和 3 年 2 月に公表された財政収支見通しでは、推計期間中に毎年度 3 5 億円から 5 3 億円の収支不足が見込まれ、近い将来に基金が枯渇するような危機的な財政状況であったことから「堺市財政危機宣言」を発出しました。</p> <p>その後、令和 3 年度と 4 年度を集中改革期間と位置付けて、市政全般にわたる抜本的な改革を進め、令和 5 年 1 月に公表された財政収支見通しにおいては、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進めることを前提として、基金が枯渇し予算編成が困難となるような状況は回避できる見込がたったことから「堺市財政危機宣言」を解除しました。</p> <p>今後、再び財政危機に陥ることのないよう、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進めるほか、不断の見直しを行うことで、健全な財政基盤の構築をめざします。</p> <p>なお、「堺市財政危機脱却プラン（案）」や「持続可能な財政運営に向けた取組」の策定の根拠となっている財政収支見通しについては本市のホームページにて公表しています。</p> <p>（令和 3 年 2 月公表 財政収支見通し） https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/zaisei/yosan_kessan_shushj/zaimusenryaku-syushimitoshi.files/4-12tyuutyouki.pdf</p> <p>（令和 4 年 2 月公表 財政収支見通し） https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/zaisei/yosan_kessan_shushj/zaimusenryaku-syushimitoshi.files/5-13tyuutyouki.pdf</p> <p>第 5 項（人事部人事課）（財政局契約部調達課）</p> <p>本市では、職員が憲法をはじめ職務上必要な法令を理解し、法令に則して職務を遂行するよう、職員研修や O J T に取り組んでいます。今後も引き続き職員研修等の充実に努めます。</p> <p>また、本市が発注する委託契約の受託者に対して、業務委託契約書のなかで、日本国の法令遵守を規定しているところであり、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ってまいります。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（契約部契約課・調達課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）（産業振興局産業戦略部産業企画課）</p> <p>本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件の発注については、登録の際に建設業許可を要件とする建設工事に係る入札参加有資格者名簿からの選定に限定せず、業務委託・役務の提供に係る入札参加有資格者名簿や、各局の判断によりこれらの名簿外の事業者を含めて独自で作成した事業者名簿などからも相手方の選定を行っています。</p> <p>陳情事項について、まず、住宅リフォーム助成制度については、一定の意義はあると考えていますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しています。</p> <p>次に、小規模工事希望者登録制度については、当該制度を導入しなくとも、市内中小企業の受注機会の確保という目的を充足することができるものと考えています。</p> <p>なお、入札参加有資格者名簿は、本市が発注する工事、業務等の入札等に参加する資格を有する事業者を登録する制度により作成しているものであり、市民の方に活用していただくことを目的にしておらず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条の規定に基づき、入札契約事務の透明性確保の一環として、堺市ホームページ上に全ての方に閲覧できる形式で公表しているものです。</p> <p>最後に、各局の判断により独自で作成している事業者名簿は、有資格者以外の事業者を選定している一例に過ぎず、一般的に、公募による登録は馴染まないと考えています。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、地元企業の受注機会の確保に向けた取組を推進します。</p> <p>第7項（税務部税制課）</p> <p>所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。</p> <p>青色申告書を提出した場合、所得税法57条に基づき、当該事業に従事した同親族等に支払った給与も、一定の条件のもと経費に算定することが認められています。</p> <p>所得税は国税であり、上記の内容を含む所得税法の改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から賛否を表明すべき内容ではないと考えております。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険の運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応しています。</p> <p>加えて、国庫等の公費負担の更なる引き上げ等、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対しても要望しています。</p> <p>国民健康保険料の算定方式は、法令の規定上、4方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）、3方式（所得割、均等割及び平等割）又は2方式（所得割及び均等割）のいずれかによるものとされ、また、「大阪府国民健康保険運営方針」において、医療分・支援分保険料はそれぞれ3方式、介護分は2方式と定められていることから、本市は運営方針に従い算定し、賦課しています。</p> <p>多様な就業形態の被保険者が加入している国民健康保険において、保険料を原資として一部の被保険者を対象とした傷病手当金制度及び出産手当金制度を実施することは、被保険者間の公平性が図れないことから、当該制度の創設は困難です。</p> <p>なお、国民健康保険の「都道府県単位化」については、国民健康保険の財政運営が市町村単位から府単位に拡大することになり、多様なリスクを府内全体で分散できるため、急激な保険料の上昇が起きにくい仕組みとなります。また、市町村が保険給付に必要な費用は、全額、府から交付されますので、高額な医療費を必要とする加入者が現れたとしても、財源不足にはならず、市町村の国民健康保険財政の安定化につながります。さらに、大阪府が府内の統一的な運営方針を示すことにより、市町村が行う事務の効率化や府内市町村におけるサービスの標準化が進むこととなります。</p> <p>国民健康保険の「都道府県単位化」については国民健康保険法に規定されており、本市は国民健康保険法に沿って事務を実施しています。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>納付が困難な世帯については、可能な限り保険料の減免や猶予の制度を活用し、事情に応じた適正な納付額・納付計画となるよう、対応しています。</p> <p>府内統一基準以上の減免制度創設及び減免の遡及適用については、国民健康保険法第82条の2第8項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、運営方針に沿わない事務となることから、本市独自で実施することは考えていません。また、所得確定するまで減免決定を留保する運用は行っていません。</p> <p>延滞金については、一定の要件に該当し、納付が困難であると認められる場合、申請により減免を受けられる制度があるため、あらためて徴収猶予・換価の猶予により延滞金を減免する制度は設けていません。なお、減免制度については、「国保のしおり」等により周知しています。</p> <p>今後、府内統一基準に基づく保険料減免の申請について、煩雑な手続きとならないよう、簡素化に努めます。</p> <p>第10項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>資格証明書及び短期被保険者証については、法令の規定に基づいて適正に発行しています。</p> <p>窓口対応については、区役所間で定期的に情報共有を行い、また、機械的な一律の取扱いとならないよう被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行っています。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（産業戦略部イノベーション投資促進室・地域産業課）</p> <p>本市において小規模事業者は、市内企業の大多数を占めており、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>本市では、（公財）堺市産業振興センターを中心に、市内中小企業の総合的支援を行っています。市内中小事業者の金融関連支援としては、大阪信用保証協会と堺市産業振興センターを保証機関とする多様な制度融資を行っており、そのうち、大阪信用保証協会を保証機関とする無担保の融資、堺市産業振興センターが保証機関となり、本市が保証料を全額補助する融資など、中小企業者にとって利用しやすい制度も用意しています。</p> <p>また、商店リフォームについて相談があった場合には、経営改善の観点もふまえ、経営相談窓口で対応しています。加えて、（公財）堺市産業振興センターと連携し、専門家派遣などを行っております。リフォーム費用等の助成については、国の小規模事業者持続化補助金の案内をしております。</p> <p>なお、本市では個店に対する個別のリフォーム助成は行っておりませんが、商店街が地域ニーズを把握し、不足業種等を空き店舗に誘致する新規テナント誘致事業や、商店街が空き店舗を借上げ地域に必要なコミュニティ施設として活用する事業等、商店街が自主的・主体的に取り組む空き店舗活用事業への支援を行っています。</p> <p>加えて、平成30年度から中小企業等経営強化法に基づき、個人事業主を含む中小企業者が一定の要件を満たした場合、導入した設備の固定資産税を軽減する「先端設備等導入計画」の認定を行っています。</p> <p>今後とも市内中小企業の持続的な発展に向けて、振興施策の強化に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（都心未来創造部堺駅エリア整備担当）（財政局税務部市税事務所納税課）（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>大浜北町市有地活用事業については、公募型プロポーザル方式で事業者をアゴーラホスピタリティグループに決定し、進めている事業です。</p> <p>猶予してきた土地の貸付料については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納付が困難として地方自治法施行令第171条の6第1項第3号に基づき履行期限を延長し、納付計画に沿って返済することとしています。計画どおりの返済がない場合は、遅延利息も合わせて請求します。なお、令和5年4月分以降については契約に沿って土地の貸付料が納付されています。</p> <p>市税については、地方税法等に納税の猶予の要件や手続き等が規定されており、それらの規定に基づき適正に実施しています。また、国民健康保険については、事業主負担はありませんが、納付が困難な世帯において保険料の減免や猶予の制度を設けています。</p> <p>第13項（都市整備部区画整理担当）</p> <p>黒山地区の渋滞対策としては、事業者との役割分担のもと、周辺主要交差点において、右左折レーン増設などの交差点改良等を実施しました。</p> <p>特に事業者においては、入場待ち車両が国道309号をはじめ周辺道路に影響を及ぼさないように、施設への出入りは原則左折とした上で、駐車ゲートを設けず敷地内通路に滞留させています。さらに周辺道路の混雑状況に応じた出入口の開閉も行っています。</p> <p>あわせて、周辺交差点などへの案内看板や誘導員の配置、ホームページや場内掲示による来店客への周辺道路の交通状況案内を行い、適切な経路への誘導を実施しています。</p> <p>今後も引き続き安全を第一とした人の動線確保や円滑な自動車交通の処理のため、対策を行っていくよう事業者を指導します。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（学校管理部学務課）</p> <p>就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（保健所感染症対策課）</p> <p>子どもの予防接種については、平成24年5月に国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ及びB型肝炎の6ワクチンについて、医学的・科学的観点から広く接種を促進することが望ましいとされ、ロタウイルスワクチンは、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行うとされました。</p> <p>この提言を受け、すでに子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎及びロタウイルスワクチンの6ワクチンが予防接種法に基づく定期接種の対象となるなど、任意接種ワクチンの定期接種化が進められています。なお、おたふくかぜワクチンについては、現在も定期接種化についての審議が継続されています。</p> <p>現時点において、本市ではおたふくかぜを含む任意予防接種への助成は考えていませんが、今後も国の動向や他市の状況を注視します。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>国が定める公定価格については、利用定員数の区分により単価が定められており、利用定員が少ない施設は単価が高く設定されています。</p> <p>市では、恒常的に利用者数の減少が見込まれる施設については、定員変更も認めていることから、事前相談を受け付けるなど、運営事業者が適正規模と健全な財政状況が確保できるように努めています。</p> <p>第4項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>令和3年度の補助金の見直しについては、非常に厳しい財政状況の中で、これまでの在り方を抜本的に見直す予算編成を行う必要があります。民間認定こども園・保育所運営補助金についても、事業見直しせざるを得なかったものです。</p> <p>コロナ禍での業務負担増に対しては、国庫補助事業を活用した衛生用品の購入など感染症予防対策に要する費用を補助する新型コロナウイルス感染症対策事業を昨年度に引き続き実施するほか、本市の独自施策として、新型コロナウイルス対応により増加した業務を担うために必要な保育支援者を雇用する経費の補助も実施しました。</p> <p>令和5年度当初予算では、認定こども園における医療的ケア児など配慮を要する子どもの支援体制の強化も実施しています。</p> <p>なお、保育士宿舍借り上げ支援事業補助金については、国庫補助を活用して事業を実施しているものであり、補助基準額が全国一律であったものが、地域の実勢に合わせた市町村単位での金額設定に見直しがあったものです。</p> <p>今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。</p> <p>第5項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>令和5年度当初予算の重点施策では、子育て世代の流入・定住促進を掲げており、保育関係の予算としては、所得制限のない第2子以降の保育料の無償化の実施、認定こども園における医療的ケア児など配慮を要する子どもの支援体制の強化など、事業の拡充にかかる経費を計上しています。</p> <p>今後も引き続き、子育て支援の充実に努め、堺に居住されている方や今後堺に居住される方にも、堺で子どもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>病児保育については、ニーズ量の将来予測等を踏まえて市内の必要設置数を検討しており、また外部有識者で構成する「堺市子ども・子育て会議」においてもご議論いただき、現時点においては既存の設置数で対応してまいりたいと考えております。</p> <p>一方、病児保育事業について、感染症流行期の利用の集中や施設型での感染症等疾病ごとに隔離する必要があるため、定員内であっても受け入れできない場合を想定し、市内全域のニーズをカバーする訪問型病児保育事業を実施しております。</p> <p>今後も、市内の出生数や施設の受入れ状況を検証し、必要に応じて検討していきます。</p> <p>第7項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>認定こども園や保育所などに交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、施設関係者からのご意見も踏まえ制度の構築を行っています。看護師の雇用への支援に係る補助については、国の公定価格や他の補助制度と併せて活用いただいています。</p> <p>今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。</p> <p>第8項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>保育認定にあたっては、申請時に保護者から勤務時間や通勤時間など、保育を必要とする時間を丁寧に聞き取ったうえで柔軟に対応しており、引き続き就労状況等の変化を踏まえ、可能な限り実態にあった対応が行えるよう努めてまいります。</p> <p>第9項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>きょうだい同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点を行っていますが、希望施設の空き状況の関係で、同一施設を利用できない場合もあります。その際は、近隣で同時利用が可能と思われる施設を紹介するなど、丁寧に対応しているほか、どうしても同時利用が困難な場合については、保護者の状況や希望を十分に聞き取り、送迎の負担が最小限となるよう配慮を行っています。</p> <p>引き続き、可能な限り希望に寄り添った対応ができるよう努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項、第11項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組みを可能としています。</p> <p>処遇改善については、国制度による職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう継続して要望しているところです。</p> <p>なお、堺市独自の運営補助については、保育現場の実情や事業者の方のご意見も伺いつつ、限られた財源の中で優先度を踏まえながら、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。</p> <p>第12項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>市内の民間園では、施設で処分している場合も多く、国が園での処分を推奨していることを踏まえ、各施設において判断の上、実施されています。</p> <p>なお、国として処分を「推奨」する以上は、今後、国において、恒常的に必要となる処分費について、何らかの措置が講じられるよう要望していきます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策等事業の利用料金については、受益者負担の観点から保護者に対し一部負担金を設定しています。</p> <p>なお、負担金について、第二子以降の子どもについての減額・免除は実施していませんが、保護者の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第1項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>代理投票の制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を持つもので、その手続きは法令の定めるところにより、厳正に実施しなければならないものです。</p> <p>投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づいて行われるべきものであることから、投票所の事務従事者のうちから定められた補助者2人が選挙人本人の意思を確実に確認した上で、そのうちの一人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載するよう定められています。そのため、同伴者による代筆による代理投票は認められておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第2項（危機管理室防災課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）</p> <p>本市では、災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めており、要支援者やご家族、福祉専門職等と、災害の種別に応じた避難のタイミングや避難場所、避難手段を検討しています。検討の結果、指定避難所や要支援者の自宅、利用する施設等を避難先として計画に位置づけ、よりよい避難を実現できるよう取り組んでいます。</p> <p>また、本市の指定避難所では小学校等の体育館を一般の避難スペースとしていますが、体調が優れない方や配慮を要する方のスペースとして図書室や多目的室などを避難所毎に設定しており、状態に応じて利用していただく運用としています。今後も障害者児をはじめ、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、関係部局と連携のうえ、取り組んでいきます。</p> <p>第3項（危機管理室防災課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）</p> <p>個別避難計画の作成は、福祉専門職や関係機関と連携し取り組んでおり、現在、約120事例の作成を進めています。作成した個別避難計画に基づいた避難訓練については、昨年度は堺区の津波避難対象地域の事例において実施を行いました。また、今年度は視覚障害者の事例について避難訓練を行い、他の事例についても検討を行っています。今後も引き続き、各区との連携についても検討しながら、個別避難計画の作成と訓練の実施に取り組みます。</p> <p>第4項（危機管理室防災課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）</p> <p>個別避難計画の作成については、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により市町村の努力義務となり、国が示す「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」においては、計画作成の優先度が高いと判断される方について、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされています。</p> <p>当該指針に基づき、本市においても避難行動要支援者の状況等による優先度を踏まえ、個別避難計画の作成を進めていきます。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	消防局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第5項（救急部救急課）</p> <p>救急隊員には研修等を実施し、適切な救急業務を心掛けているところですが、今回ご指摘いただきました内容を真摯に受け止め、市民の方に寄り添った救急活動の実施に努めます。</p> <p>近年、救急車の出動件数は高齢化の進行等により増加傾向にあり、救急隊が到着するまでの時間が長くなっています。限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い傷病者に早期に救急対応できるようにするため、救急車の適時・適切な利用を市民の方をお願いしています。引き続き、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第6項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>本施設の運営については、現在、指定管理者を5年おきに指定しており、平成31年4月から令和6年3月まで堺市社会福祉事業団を指定しています。令和6年度以降の指定管理者の選定については、安定的に質の高い障害児療育に取り組む事業者が増えてきたことから「堺市立こどもリハビリテーションセンター条例」の規定どおり、北こどもリハビリテーションセンターについては公募し、質の向上が期待できる事業者を指定管理者として選定します。</p> <p>また、北こどもリハビリテーションセンターに新しい事業者が選定された場合であっても、社会福祉事業団から新事業者にこれまでのノウハウをフィードバックすることで、充実したセンター運営が期待できることから、南こどもリハビリテーションセンターについては引き続き非公募により選定を行います。</p> <p>第7項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>職員配置については、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しており、今後も国基準を念頭に置き、適正な職員配置を行います。</p> <p>第8項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>単独通園については、令和元年度から4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やし、令和5年度からは3歳児についても日数を週1日から週2日に増やしています。</p> <p>今後も、単独通園の日数については、職員配置も含め指定管理者と協議します。</p> <p>第9項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>現在、児童発達支援センターでは15名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後につきましても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリをご利用いただいています。</p> <p>今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるように、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き、指定管理者と協議します。</p> <p>第10項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>令和元年度以降の指定管理料において、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の人件費の増額分を見込んで積算し、指定管理者において、平成31年4月からジャンボタクシーを1台増車しました。</p> <p>通園バスについては、安全な運行を最優先に、園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、指定管理者において毎年送迎ルート等の見直しを行っています。また、福祉車両の導入については現状を把握し、必要性について指定管理者と協議します。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第11項（障害福祉部障害支援課）（教育委員会事務局学校教育部支援教育課） 就学相談は、地域の小学校が窓口となり実施しています。児童発達支援センターに通所する子どもの就学相談には、教育委員会事務局も関わり、全ての小学校が適切に相談を進めることができるよう努めます。</p> <p>第12項（障害福祉部障害支援課） 堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修については、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めています。 令和5年度は、同センターの空気調和設備改修工事を実施します。 同センターの設備改修については、今後も必要性や緊急性等を検討しながら計画的に進めます。</p> <p>第13項（障害福祉部障害支援課） 指定管理者については、外部有識者による指定管理者選定委員会において書類審査・面接審査により運営方針などを審議したうえで、適切な事業者の選定を行い、北こどもリハビリテーションセンターに新しい事業者が選定された場合であっても、サービスが維持できるようにします。 市と南北こどもリハビリテーションセンターとの情報共有を徹底し、安心して療育を受けていただけるよう事業の継続性を確保します。</p> <p>第14項（障害福祉部障害福祉サービス課・健康部健康医療政策課） 本市では、重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院した場合に、本人をよく知るホームヘルパーやガイドヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣し、医療従事者との円滑な意思疎通の仲介を図る「堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。 今後も、医療機関において、障害のある方が安心して受診できるよう取り組みます。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第15項（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・健康部健康医療政策課）</p> <p>医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、医療機関は障害のある方を含め全ての患者に対し、医療機関が提供可能な医療を実施されるものと考えます。</p> <p>ただし、受診された方の病状により、他の医療機関への紹介を行うことがあると認識しています。</p> <p>障害者児の受診への配慮については、厚生労働省より、障害者差別解消法に基づく、医療関係事業者向けガイドラインが示されているところです。本市においても、市内の病院に対して同ガイドラインに基づく対応の徹底について依頼しています。</p> <p>今後も、医療機関において、障害のある方が安心して受診できるよう障害への理解と対応について普及啓発を推進し、すべての人が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう取り組みます。</p> <p>第16項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>本市では、以前から大阪府市長会を通じ大阪府に対し、身体障害者手帳3級又は4級の一部の方、知的障害者中度の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方及び難病患者については、障害年金2級又は特別児童扶養手当2級を受給されている方までを対象とするよう範囲の拡大を要望しています。</p> <p>第17項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。</p> <p>令和5年度から制度の見直しを行い、助成額と交付枚数について拡充を行いました。</p> <p>現在のところ更なる拡充は困難ですが、障害者の社会参加を促進するために必要な助成であることから、国に対して、外出支援サービス事業について財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行います。</p> <p>第18項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>堺市立健康福祉プラザへのアクセスについては、過去にシャトルバスの運行を検討いたしましたが、費用面の観点から実現には至っておらず、今後ご要望に添い難い状況です。</p> <p>既存の公共交通機関、ならびに自家用車・自転車等の交通用具を利用いただきお越しく下さいますようご理解、ご協力をお願いします。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第19項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>障害者総合支援法において、支給量について障害福祉サービスの支給決定を行う際には、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案して、支給決定を行う必要があり、1か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されています。市町村事業である地域生活支援事業についても、上記の考え方にに基づき、1か月を単位として支給決定を行っていますのでご理解をお願いします。</p> <p>第20項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>現在、国では、障害福祉計画の基本理念として、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。このことを踏まえ、本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームの量的拡大と機能強化を進めています。</p> <p>量的拡大としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乗せをして整備費を加算し、事業者負担の軽減を図っています。なお、整備用地の取得等については補助のしくみはありませんが、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付事業の借入申込の際に、審査の上、意見書を作成しています。</p> <p>また、機能強化としては、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員の増員、看護職員の配置及び看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を補助しています。</p> <p>今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組めます。</p> <p>第21項（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課）</p> <p>入所待機を表明されている方については、ご本人の障害などの状況をはじめとして、生活環境やご家族状況等について詳細に把握しております。また、窓口やその他の機会でご得られた情報についても蓄積し、ご本人の状況把握に努めています。</p> <p>今後も、入所待機を表明されている方の実態の把握に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第 2 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第 2 2 項（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課）</p> <p>地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者・児の地域生活支援のための機能として「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の 5 つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。</p> <p>本市では、5 つの機能を集約し、グループホーム等に付加した多機能拠点整備ではなく、既存の事業を有効に活用することにより、5 つの機能を複数の機関が分担して担う面的整備に取り組んでいるところです。</p> <p>令和 5 年度から「緊急時の受け入れ・対応」の機能を担う短期入所事業所の認定を行っています。</p> <p>なお、地域全体で支えるサービス提供体制を行うためには、個々の機能だけではなく、必要に応じて各機能を有機的に結び付け、連携していくことが重要であると考えております。引き続き、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、地域全体で支えるサービス提供に取り組みます。</p> <p>第 2 3 項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>ヘルパーの確保・育成については、利用希望日に応じた支援や夜の外出時における同行を含め、利用者の状況やニーズに合わせて、利用者に対する必要かつ十分な支援が行えるよう、引き続き適正な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を国に要望します。</p> <p>第 2 4 項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>移動支援事業は、屋外での移動が困難な方に対してガイドヘルパーが付き添いを行うことにより、外出の際の移動を支援するものです。移動支援事業のあり方については、利用者、事業者のニーズのバランス等を踏まえながら、他市の状況などを注視し、今後も検討します。</p> <p>また、本市では安定的な事業運営を維持するために、移動支援事業を自立支援給付の対象とし、市町村に過度な負担が発生しないよう十分な財政措置を講じるよう、国に要望しています。</p>			

番 号	陳情第 2 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第 2 5 項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>計画相談支援事業所については、令和 5 年 4 月時点で 1 4 7 事業所と、令和 4 年 4 月時点に比べて、7 事業所増加しています。また、計画作成率は、令和 5 年 3 月末時点で障害者が約 6 7 %と微増傾向、障害児が約 4 6 %と横ばいとなっています。</p> <p>今後も、障害福祉サービス利用者の増加が見込まれることを受けて、必要な相談支援専門員を養成するため、引き続き、大阪府が実施する相談支援従事者初任者研修への推薦等を行い、相談支援専門員の増員を進めます。</p> <p>また、質の高い相談支援専門員を養成するため、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員との連携・協働のもと、継続的に研修会を実施するなど、相談支援の質の向上にも努めます。</p> <p>さらに、計画相談支援事業の適切な報酬単価の設定等、国への要望を続けます。</p> <p>第 2 6 項（障害福祉部障害施策推進課・障害福祉サービス課）</p> <p>現在、夕方以降の支援策として、地域活動支援センターの活用や日中一時支援事業の利用といった取組を進めています。今後も夕方支援の充実に向け、生活介護における延長支援加算について、長時間延長にも対応できるよう適正な報酬単価を設定する等、支援の充実に向け国への要望を続けます。</p> <p>第 2 7 項（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供するためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めているところです。</p> <p>令和 3 年度から「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催し、障害福祉サービス事業所及び高齢者福祉施設職員が実践活動や研究活動等の発表を行い、福祉・介護の仕事に興味のある方や従事している方に対し、福祉と介護の魅力を発信し、求職のきっかけとなるように働きかけています。</p> <p>なお、報酬の引き上げを中心とした職員の処遇改善については、引き続き国に要望します。</p> <p>また、介護業務の負担軽減等を図るため、国庫補助を活用し、事業所が介護ロボット等を導入する際の費用に対する補助を行ってきました。</p> <p>人材育成では、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」研修を実施するほか、障害福祉サービス事業者に対し、障害者虐待防止研修会を実施しています。さらには、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」やグループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p>			

番 号	陳情第 2 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第 2 8 項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>日常生活用具に関しては、さまざまな要望をいただいておりますが、本市においては、限りある財源の中で優先順位を定め、支給対象給付品目や支給要件等を決定しています。</p> <p>紙おむつについては、ぼうこう又は直腸機能障害のある方や、脳に起因する全身的な運動機能障害による脳原性上肢移動機能、脳原性移動機能、四肢もしくは体幹の機能に係る障害のある方が対象となっています。</p> <p>現在のところ知的障害者を対象とすることについては困難ですが、障害者の日常生活に必要なものであることから、給付対象者や給付内容など、紙おむつを支給している他市の制度を調査し研究します。また、国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行います。</p> <p>第 2 9 項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>障害福祉サービスを利用した時の利用者負担額については、障害者総合支援法でサービスの利用に係る費用の 1 割を負担していただくこととなりますが、負担能力に応じた負担となるよう、サービスを利用される方の世帯の所得に応じて、負担上限月額が 4 段階に設定されており、一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じない仕組みとなっています。</p> <p>また、所得が低い方に対しては、障害福祉サービスの利用者負担が生じないようになっていますが、食費や光熱水費等の実費負担についても、所得が低い方に配慮した軽減措置があります。</p> <p>本市では、サービスを利用される方の世帯の生計の主たる方が長期入院や失業などの事情により、障害福祉サービスに係る利用者負担の支払いが困難である場合等は、利用者負担額を免除できることになっていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>第 3 0 項（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>障害当事者やそのご家族、また、関係者の皆様との懇談は、地域の実情や課題をお聞きする貴重な場です。今後も障害当事者やその家族等との意見交換を続けます。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第31項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市では、ホームでの接触・転落事故防止に最も有効と考えられる可動式ホーム柵について補助制度を設け、事業者に早期設置の要望を行ってきました。市内の可動式ホーム柵の整備状況については、御堂筋線全3駅において整備が完了し、現在、南海中百舌鳥駅4番線において整備が進められています。引き続き、早期に可動式ホーム柵の設置されるように各事業者に働きかけます。</p> <p>駅員無配置駅や時間帯駅員無配置駅につきましては、利用者が防犯上や緊急時の対応に不安を感じておられ、また介助が必要な場合等に不便を感じておられることは理解しており、本市では事業者に対し、継続して駅員無配置駅の解消について働きかけを行っています。西日本旅客鉄道株式会社では、JR百舌鳥駅等の駅員無配置時間帯においては、カメラ機能を有する券売機等の設備やオペレーター等により対応されている状況ではありますが、引き続き、駅員の常時配置や新たな技術等による安全対策を要望します。</p> <p>第32項（交通部公共交通担当・都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当）</p> <p>美原区では、一般の路線バスに加え、区域と北野田駅や初芝駅、新金岡駅とを結ぶ美原区域路線バス4路線を運行しています。また、バス停から遠く、バスを利用しにくい地域では、地域と北野田駅等とを結ぶ乗合タクシーを運行しています。</p> <p>堺東などの堺都心部へのバスについては、美原をはじめとする市域東部と堺都心部の人流の活性化、公共交通の利用促進等を目的として、美原と堺都心部をつなぐSMI美原ラインの導入をめざしており、R4年度に引続き、今年度も実証運行を行う予定です。</p> <p>また、中百舌鳥駅へのバスについては、なかもず・平尾線に加えてR4年11月5日より、中百舌鳥駅、初芝駅と美原区役所前を運行するノンストップバスの路線が南海バスにより運行されています。</p> <p>本市としましては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p> <p>第33項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢以下の障害者は対象としておりません。</p> <p>本市としましては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	建設局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第34項（土木部西部地域整備事務所）</p> <p>当該交差点については、全ての角に隅切りがあり、目視による安全確認が可能であること、また、東西方向の道路には一時停止の交通規制がかかっており、カーブミラーの設置により一時停止を怠る車両が増加する懸念もあるため設置は不可と判断しております。過去に同様の要望がありましたが、上記の理由により設置せず、別の安全対策として看板や路面標示による注意喚起を実施済みですのでご理解願います。</p> <p>第35項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>当該箇所への信号機設置について、8月10日に信号機を所轄する大阪府警察西堺警察署交通課に信号機設置のご要望をお伝えしました。西堺警察署交通課からは、周辺交通状況の確認等を行い、今後信号機設置についての検討を行うとの回答を得ています。</p> <p>第36項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>当該箇所の歩行者用信号の制限時間について、8月10日に信号機を所轄する大阪府警察西堺警察署交通課に制限時間延長のご要望をお伝えしました。西堺警察署交通課からは、歩行者信号の制限時間延長を行うことにより、府道30号線等の交通渋滞を招くため、制限時間の延長は困難との回答を得ています。ご理解の程よろしくお願いいたします。</p> <p>第37項（道路部道路整備課・土木部土木監理課）</p> <p>鳳北一踏切は、鳳駅が近くにあるため、駅ホームに向かって分岐した複数の線路が踏切内にあり、線路と線路の間隔が短いことから、踏切内は車いすが通行しにくい状況となっています。</p> <p>この問題を解消するためには、線路の位置を変更するなど多大な費用と時間が必要となるため困難であると考えていますが、誰もが通行しやすい環境の整備について、今後も引き続き鉄道事業者等と協議を行います。</p> <p>また、車いすの前輪がはまる原因の1つである、線路と舗装面との段差についても、解消に向けて、引き続き鉄道事業者に対して要望します。</p> <p>第38項（土木部南部地域整備事務所）</p> <p>視覚障がい者誘導用ブロックは、視覚障がい者の交通安全上の観点から、歩道と車道が分離されている歩道上に設置することとなっています。</p> <p>ご要望の中区老人福祉センター西端から、八田西郵便局前の道路につきましては、歩道が設置されていないことから、連続的な設置は困難であると考えています。</p> <p>なお、ご要望区間内における旧マルシゲスーパー南西角の交差点については、信号待ちによる歩行者溜まりに歩道が一部ありますので、本箇所について、点字ブロック（点状）の設置に向け、関係機関と協議を行います。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	建設局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第39項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>当該箇所の信号機の音声及びエスコートゾーン設置について、8月14日に信号機を所轄する大阪府警察中堺警察署交通課に設置のご要望をお伝えしました。中堺警察署交通課からは、音声及びエスコートゾーンを必要とする方々の利用経路や利用状況、信号機の周辺状況等を確認し、今後検討を行うとの回答を得ています。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第40項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部教育課程課・学校管理部学校施設課）</p> <p>本市では現在、小学校において1年生から4年生で35人以下の学級編制を行っており、令和7年度以降すべての学年で35人以下の編制となります。また、現在でも5年生から6年生で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。</p> <p>中学校においても令和5年度より、1年生で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。各学校が学級を分割して活用できるよう、令和6年度以降も段階的に1学級当たり38人を超える学年に独自の加配教員を配置し、令和7年度以降全学年で38人以下の学級編制を実施します。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>また、本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、通常の学級を編制する際、支援学級在籍児童生徒は含まないこととしています。学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p> <p>第41項（学校教育部支援教育課）</p> <p>児童生徒の学びの場は、それぞれの障害の状態、教育的ニーズ、学校の状況等を総合的に勘案し判断します。授業時数はその内の1つの目安であり、授業時数の目安のみをもって学びの場を分けることは行いません。</p> <p>第42項（学校教育部支援教育課）</p> <p>通級指導教室の設置は、国により、平成29年度から担当教員の基礎定数化が10年間かけて段階的に行われています。本市では、まずは自校で通級指導が受けられるよう巡回指導を取り入れながら基礎定数化完了に向けての体制整備を進めています。今年度は、昨年度より20教室拡充し、小学校42校、中学校15校に通級指導教室の担当者を配置しています。</p> <p>通級指導教室を設置する際には、教室の拡充や教員の配置など、適切な教室運営ができるように努めます。</p> <p>第43項（学校教育部支援教育課）</p> <p>支援学校の現状については、管理職へのヒアリング等において確認しています。また、保護者、教職員との懇談の場を定期的に設け、ご意見を伺っています。今後も、保護者の方々や教職員のご意見を聴かせていただく機会を設けます。</p> <p>第44項（学校教育部支援教育課）</p> <p>百舌鳥支援学校、上神谷支援学校の教育環境の改善と安全の確保を念頭に、宮園小学校敷地（校舎）の一部を支援学校分校とした新たな対応ができるよう、地元調整を行います。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（政策企画部）（泉北ニューデザイン推進室）（建築都市局交通部）</p> <p>大学の誘致は、若年人口の流入や定着、多様な人材の確保・育成、産業振興や地域コミュニティの活性化などが期待できることから、立地可能な土地の発生状況などを勘案して、必要に応じ検討してまいります。</p> <p>泉北ニュータウン内の学生向け住居については、大阪府住宅供給公社が実施する公社賃貸住宅の家賃学割制度（スマリオの学割）の活用促進に努めるなど、学生が集い、交流する地域をめざしてまいります。</p> <p>泉北高速鉄道及び南海電鉄高野線を乗り継いで通学している方に対する通学定期運賃の一部補助については、事業の目的に見合う効果が十分に認められなかったことから令和4年3月末をもって廃止したものであり、本制度の復活の予定はありません。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	泉北ニューデザイン推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（泉北ニューデザイン推進室事業推進担当） 近隣センターについては、広場や駐車場などのオープンスペースの適切な維持管理と有効活用を通じて、商業機能やサービス機能、地域のコミュニティ機能の維持・向上に努めます。 また、各センターの状況や周辺環境に合わせ、地権者や既存店舗の事業者だけでなく、校区関係者や広く外部の民間事業者とも意見交換を行いながら、時代の変化に対応した機能強化を促進します。</p> <p>第3項（泉北ニューデザイン推進室企画推進担当）（建築都市局住宅部住宅施策推進課） 堺市民が住んでおられる公的賃貸住宅の維持管理については、大阪府や大阪府住宅供給公社、UR都市機構などの各事業者が適切に行っていただくことが必要と考えています。堺市及び上記事業者などで構成する泉北ニューデザイン推進協議会なども活用し、適切な維持管理に向け、今後とも各公的賃貸住宅事業者への働きかけを進めます。</p> <p>第4項（泉北ニューデザイン推進室企画推進担当）（建築都市局住宅部住宅施策推進課） 泉北ニューデザイン推進協議会において策定した「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画」では、「若年・子育て世代の居住促進」を重点テーマの一つとして掲げ、DIYや「2戸1改善（2戸の1戸化）」等のリノベーションにより、若年・子育て世代のニーズにあった良質な住宅の供給を促進することとしています。 これまで堺市では、大阪府住宅供給公社及びUR都市機構と連携し、若年層・子育て世代の誘引に繋がる先進的なリノベーション住戸の供給を行ってきました。また大阪府住宅供給公社の住戸ではDIYを行っても退去時の原状回復義務が緩和される「団地カスタマイズ」を行っており、泉北ニュータウンにも対象団地が数多く存在しています。引き続き、これらの連携や働きかけを行います。</p> <p>第5項（泉北ニューデザイン推進室企画推進担当）（建築都市局住宅部住宅施策推進課） 各公的賃貸住宅事業者では若年層・子育て世代の居住促進に向け、各種家賃補助や割引制度を設けています。また、泉北ニューデザイン推進協議会において策定した「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画」では、「若年・子育て世代の居住促進」を重点テーマの一つとして掲げており、若年・子育て世代を対象とした入居者募集や団地内の空室・集会所等を活用した交流の場の創出など、コミュニティの活性化に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（長寿社会部長寿支援課・介護事業者課・障害福祉部障害施策推進課・障害福祉サービス課・障害支援課）</p> <p>全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）には、介護人材は大阪府内で約2.4万人が不足する見込みであり、介護事業者が抱える課題も多様化しているため、個々の介護現場の実態に即した介護人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。</p> <p>このことから、本市では介護人材の確保や定着、イメージの向上に取り組んでおり、①階層別研修、②さかい福祉と介護の実践発表会、③堺市働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰の3つの事業を実施しています。</p> <p>一つめの階層別研修では、管理期、中堅期、新任期など働くステージごとの課題に応じた研修を行っています。管理者向け研修では「介護施設のマネジメント術～生産性向上～」、中堅職員向け研修では「マネジメントが学べる研修ワークショップ」、現場職員向け研修では「介護現場の抱える課題の解決に向けたヒントを学ぶ」をテーマに、オンラインで研修を実施しています。</p> <p>二つめの「さかい福祉と介護の実践発表会」は、高齢福祉サービス事業所の皆さまに事業所での取組事例を発表いただき、福祉と介護の魅力を広く発信するイベントで、関西大学との地域連携事業として実施しています。</p> <p>三つめの「堺市働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰」では、労働環境の改善や業務効率の向上等について優れた取組を行っている介護事業所や、同一法人で10年以上継続して働き、高齢者の自立支援や地域貢献など、幅広い視野で介護サービスの質の向上に寄与している職員を表彰しています。</p> <p>また、国に対しては、介護人材確保のため、介護職員の賃金水準の引き続きの処遇改善等の対策の実施や介護職員の処遇改善に係る加算制度の見直し等、他市と共に要望しています。</p> <p>今後もこれらの事業を実施し、国への要望を引き続き行い、介護人材の確保や定着に取り組みます。</p> <p>障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供するためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めているところです。</p> <p>令和3年度から「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催し、障害福祉サービス事業所及び高齢者福祉施設職員が実践活動や研究活動等の発表を行い、福祉・介護の仕事に興味のある方や従事している方に対し、福祉と介護の魅力を発信し、求職のきっかけとなるように働きかけています。</p> <p>なお、報酬の引き上げを中心とした職員の処遇改善については、引き続き国に要望します。</p> <p>また、介護業務の負担軽減等を図るため、国庫補助を活用し、事業所が介護ロボット等を導入する際の費用に対する補助を行ってきました。</p> <p>人材育成では、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」研修を実施するほか、障害福祉サービス事業者に対し、障害者虐待防止研修会を実施しています。さらには、サービス提供</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」やグループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p> <p>第7項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>現在、国では、障害福祉計画の基本理念として、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。このことを踏まえ、本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームの量的拡大と機能強化を進めています。</p> <p>量的拡大としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乗せをして整備費を加算し、事業者負担の軽減を図っています。</p> <p>また、機能強化としては、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員の増員、看護職員の配置及び看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を補助しています。</p> <p>今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（子育て支援部待機児童対策室）</p> <p>本市では、待機児童解消のため、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入れ枠の整備などを進め、令和3年から3年連続で待機児童数ゼロを達成しました。</p> <p>今後も引き続き、地域ごとの保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠の確保に努めていきます。</p>			

番 号	陳情第 2 5 号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 9 項（文化国際部文化課）</p> <p>本市では、堺市美術作品収等集基本方針に基づき、堺にゆかりのある近現代作家の作品やアルフォンス・ミュシャ及び同時代のアール・ヌーヴォーの作家の作品を収集しており、現時点では、加藤義明氏の作品を新たに収集する予定はございません。</p> <p>また、切り絵の普及については、切り絵をはじめとした文化芸術作品と市民の皆様が触れ合う機会の提供を引き続き行ってまいりたいと考えております。</p> <p>第 1 0 項（文化国際部国際課）</p> <p>本市では、令和 3 年 5 月に「堺市国際化方針」を作成しました。同方針では、堺の特徴を生かしながら、現代社会に適応し、将来にわたって持続的に発展し続け、さらに成長しようと挑んでいく、特徴ある国際化を推進するため、めざすべき都市像として、「多様性を成長につなげるイノベティブな国際都市・堺」を掲げています。</p> <p>また、同方針では、この都市像を実現するための基本目標の一つとして、「多文化共生社会の実現」を掲げ、本市では、外国人市民の皆様が地域社会に参画できるよう、コミュニケーション支援や日本語学習の普及促進等の取組を行っています。</p> <p>日本語学習の普及促進については、市主催日本語教室の開催のほか、ボランティアの皆様が自主運営する地域の日本語教室の運営を支援することで、外国人市民の皆様が日本語を継続的に学べる場に加え、日本社会を理解し、地域社会に溶け込むための拠り所の創出を推進しています。</p> <p>本市では、同方針に基づいた多文化共生社会の実現に向けた施策を推進します。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（農政部農水産課・農地課・農業土木課）</p> <p>農地には、食料生産に加え、豊かな景観形成や災害の抑制など多面的な機能があり、都市部においても農業の振興は重要であると考えています。</p> <p>本市では、令和4年3月改定の堺市農業振興ビジョンにおいて、「都市と農が共存し、市民全体で共感する豊かな都市農業の実現をめざす」としています。</p> <p>農業の担い手の確保は、重要であり、農業技術指導に実績のある相談員による相談窓口を設置し、本格的な就農をめざす方を対象とする就農相談やアドバイス、農業技術はあるものの農地がない方への農地の斡旋や利用権取得にむけた支援などを行っています。</p> <p>また、各種の補助金による就農援助、農業用機械・設備等の整備、栽培技術や農業経営等に関する個別の相談・指導など、市内における就農者のための支援を行っています。</p> <p>これらのほか、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、現在、4つの農業者団体に対し、地域の共同活動に係る支援を行い地域資源の適切な保安全管理を推進することで、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図っています。</p> <p>第12項（農政部農水産課）</p> <p>市民農園は、市民が農業にふれあう機会を通じた農業に対する理解の醸成に加えて、利用者同士や利用者と農業者との交流の促進にも寄与するものです。</p> <p>本市では、農業理解の促進と農地の遊休化を防止し、都市農業と市民のふれあいを推進することを目的に市民農園開設の支援を行っています。</p> <p>また、地産地消については、地域の農産物を知って、選んで、食べていただくための地域ブランド「堺のめぐみ」を用いた情報発信に取り組んでおり、堺産農産物「堺のめぐみ」直売所に対して、販売商品に貼付するシールや店頭で使用できるのぼり・ステッカーを無料で配布し、市ホームページ等で広く紹介しています。さらに、各種イベント等への出店支援を行っています。</p> <p>引き続きこれらの取組を通じて、農業振興に努めます。</p> <p>第13項（農政部農水産課・農地課）</p> <p>遊休農地につきましては、所有者等に農地の貸し借りや耕作の再開等について助言等を行っています。</p> <p>また、農地の活用の一つとして、農業理解の促進と農地の遊休化を防止し、都市農業と市民のふれあいを推進することを目的に市民農園開設の支援を行っています。</p> <p>今後とも、遊休農地の発生防止・解消に努め、農地の有効活用に向けて取り組みます。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（住宅部住宅施策推進課）</p> <p>泉北ニュータウンにおける若年世帯・子育て世帯の転入促進・転出抑制策として、賃貸住宅の家賃の一部を補助する堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業を行ってきましたが、令和5年度からは、泉北ニュータウンに限らず、本市内の空き家を活用した子育て世帯等の定住支援策として、市外から転入又は市内の賃貸住宅から市内の空き家へ転居した若年世帯・子育て世帯に対して空き家の取得費用の一部を補助する「堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業」を開始しているほか、独立行政法人住宅金融支援機構と連携し、堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金の利用者を対象に住宅ローン【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる取組を開始しています。また、子育て世帯等の定住促進等を目的に、池田泉州銀行と連携協定を締結し、転入・定住促進住宅ローン等の取扱も開始しています。</p> <p>第15項（住宅部住宅施策推進課）</p> <p>空き家対策については、「堺市空家等対策計画」に基づき、庁内関係課や専門分野の関係団体とも連携を図りながら、空き家化の予防、空き家の活用・流通促進、管理不全空き家への対策の取組を総合的に行っています。</p> <p>特に、令和5年度からは、空き家を活用した子育て世帯等の定住支援策として、市外から転入又は市内の賃貸住宅から市内の空き家へ転居した若年世帯・子育て世帯に対して空き家の取得費用の一部を補助する「堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業」を開始しているほか、独立行政法人住宅金融支援機構と連携し、堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金の利用者を対象に住宅ローン【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる取組を開始しています。また、空き家の利活用、空き家化の未然防止、良質な住宅の供給、子育て世帯等の定住促進を目的に、池田泉州銀行と連携協定を締結し、転入・定住促進住宅ローン等の取扱や空き家対策応援ローン等の金利引下げを開始するなど、空き家対策の取組を進めています。</p> <p>第16項（住宅部住宅施策推進課）</p> <p>本市内には、民間の不動産事業者が多いことから、本市が主体として運営する空き家バンク制度ではなく、不動産団体である大阪府宅地建物取引業協会堺市支部及び公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部と連携して、空き家の利活用（売却・賃貸・解体等）の相談・提案を行う「堺市空家等利活用支援制度」を実施しています。</p> <p>また、令和5年度からは、空き家を活用した子育て世帯等の定住支援策として、市外から転入又は市内の賃貸住宅から市内の空き家へ転居した若年世帯・子育て世帯に対して空き家の取得費用の一部を補助する「堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業」を開始するなど、空き家の活用・流通促進に向けた取組を進めています。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（交通部公共交通担当）（市長公室政策企画部先進事業担当）（泉北ニューデザイン推進室スマートシティ担当）</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持確保しています。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としましては、引き続き市民及び事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。</p> <p>デマンド交通の導入にあたっては、既存事業者への影響、地域の特性や需要、コストなどを踏まえ、慎重に考える必要があります。</p> <p>なお、現在、泉北ニュータウン地域では、産学公民が連携してスマートシティに取り組む「SENBOKUスマートシティコンソーシアム」の活動の一環として、民間事業者が主体となって移動利便の向上と地域課題の解決をめざしたオンデマンドバスの実証実験等に取り組んでいます。</p> <p>第18項（交通部公共交通担当）</p> <p>美木多地域や上神谷地域を運行するバス路線において、車道と歩道が分離されておらず、バス待ちするための十分なスペースがないバス停留所があることは認識しております。</p> <p>バス待ち環境については、公共施設や道路整備等の機会を捉え、改善が図られるよう、関係部署や交通事業者と連携します。</p> <p>本市としましては、引き続き、交通事業者と連携しながらバス利用時の安全性向上や利便性向上に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>本市では、令和5年7月末現在136か所のサイクルポートでシェアサイクル事業を展開しています。今後も、公共用地の活用や民間事業者等の協力を得ながら、主要駅周辺をはじめ市内集客施設等へのサイクルポートの設置を進めます。</p> <p>安価な料金体系について、本市で展開しているシェアサイクル事業は、全国同一料金体系で実施していますので、ご理解の程よろしくお願いたします。</p> <p>第20項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>里山環境の保全については、現在、堺自然ふれあいの森を「南部丘陵の緑地保全の拠点施設」と位置づけ、人材育成等を目的とした啓発プログラムの実施等について市民・企業・大学等と連携しながら実施しています。</p> <p>今後、引き続き、南部丘陵の緑地保全に賛同する新たな市民ボランティアや企業、大学等との連携をさらに図り、南部丘陵の里山環境の保全を推進します。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（地域教育支援部放課後子ども支援課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>本市では、児童館の整備について検討はしていませんが、12歳までの子どもとその保護者が集い、憩い、交流するさかっこひろばや就学前児童とその保護者が気軽に集え、子育てについての情報提供や相談を行う区役所子育てひろば、みんなの子育てひろばを開設しています。また、市内では他に青少年センターや青少年の家で、青少年に学習、体育、レクリエーション活動などの場を提供しています。</p> <p>なお、放課後児童対策等事業は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう実施しています。南区でもすべての小学校区で実施しています。</p> <p>第22項（中央図書館総務課）</p> <p>持続可能で市民ニーズをふまえた図書館サービスを提供することが重要だと考えており、学生や若者を含むそれぞれの世代、属性が持つニーズに対応して、より多くの人に利用される図書館運営に努めます。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	市民人権局
件 名	自治会活動について		
<p>第1項（市民生活部市民協働課）（建設局公園緑地部公園監理課）</p> <p>自治会活動につきましては、地域の実情に応じて柔軟に対応いただける「堺市校区自治会活動推進補助金」により、補助対象者である校区自治連合会を通じて地域活動を支援しています。当該補助金制度に加えて、自治会活動を支援するための「児童公園における水道施設の整備に係る費用に対する補助金制度」の創設は考えていません。</p> <p>なお、本市が管理する公園では、市は水道などの新たな施設整備は行わないことをご理解いただいた上で、地域住民等が公園の一部に草花等の植付けや水やりを行うなど、地域の環境美化促進に協力いただいています。</p> <p>第2項（市民生活部市民協働課）（危機管理室危機管理課）</p> <p>本市では、校区自治連合会を対象とする「堺市校区自治会活動推進補助金」により防災備品費や防犯・環境美化活動費、掲示板修繕費等、自治会活動にかかる費用を包括的に支援していますので、これらの活動を対象とする新たな補助制度の創設は考えていません。ご理解くださいますようよろしくお願いします。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第1項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」については、手話を言語として位置づけ、市民に対する手話への理解促進や普及を図るとともに手話だけでなく障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することを目的として、平成29年4月から施行しています。</p> <p>施策の推進としては、令和3年度より市民向け封筒への本条例周知内容の掲載、また同年度より堺市ろうあ者福祉協会様、堺市立健康福祉プラザ、堺市の三者による市民向け手話啓発動画の作成など、さまざまな取組を積極的に行っています。令和5年度からは、各区で実施する市民向け手話講座の開催を前期・後期の2期に分け、年度途中からでも手話を学びたいと考える方にも参加していただける取組も実施しています。</p> <p>今後も本条例第9条に規定していますとおり、障害当事者や有識者などから意見を聞きながら施策に反映することにより、障害者のコミュニケーション支援のための施策を進めます。</p> <p>第2項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>各区役所保健福祉総合センターの窓口においては、聴覚障害者の日常の諸問題に関する相談に対し、聴覚障害者相談員が対応しています。</p> <p>庁内職員向けの研修としては、令和5年2月に全庁職員に向け聴覚障害を始めとする障害のある方とのコミュニケーションに係る研修を実施したほか、令和4年度に2回、また今年度に1回各区役所窓口職員に向けた手話及び聴覚障害者理解研修を実施しています。</p> <p>窓口職員は、来庁される市民の方にとって最も接する機会が多い職員です。窓口職員の聴覚障害者理解が深まるよう、今後も引き続き研修等を実施します。</p> <p>第3項（障害福祉部障害施策推進課）（各区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所総務課）（危機管理室防災課）</p> <p>情報保障を行うツールとしてアンブルボードは災害時等、夜間の緊急避難誘導対策に有効であると考えていますが、平常時の物品として既にホワイトボードなど文字が記載できるボードが設置されていることから、現時点で、区役所にアンブルボードを設置することは予定していません。</p> <p>なお、災害時については平常時に使用しているものを活用し、皆様に情報がいきわたるよう配慮します。</p>			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第 4 項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>登録手話通訳者、登録要約筆記者については社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施する非営利・有償活動団体保険に加入しており、通訳活動中にけがをしてしまった、物を壊してしまったなどの場合に補償されることとなっています。また、2類感染症罹患の場合に対象となる感染症特約についても加入しており、要件を満たせば、入院・通院の場合は一定額が補償されます。</p> <p>登録手話通訳者、登録要約筆記者の活動内容について広く知っていただくことも重要だと考えています。本市職員に対する研修や市民への広報、セミナー等を活用し、登録手話通訳者、登録要約筆記者が、市民への情報保障、意思疎通支援において必要不可欠であることを啓発します。</p> <p>第 5 項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>本市では、平成 3 1 年 3 月 2 9 日から、聴覚に障害のある方、音声や言語機能に障害のある方など音声による 1 1 9 番通報が困難な方を対象に、スマートフォン等を利用しインターネットを通じて緊急通報ができる「N e t 1 1 9 サービス」を運用しています。</p> <p>また、市役所の閉庁時間、閉庁日に聴覚に障害のある方が救急搬送された場合、搬送先病院で円滑に意思疎通ができるよう、令和 2 年度より、「夜間・休日の緊急時における堺市意思疎通支援者派遣事業」を開始しています。これは、聴覚に障害のある方からの依頼により消防局又は市内救急医療機関からの要請で登録手話通訳者、登録要約筆記者を派遣する制度であり、令和 4 年度より対象地域を高石市、大阪狭山市に拡大しています。</p> <p>どちらも、病気の時や緊急時についてはぜひご活用いただきたい制度です。なお、「N e t 1 1 9 サービス」の利用については事前登録が必要となり、消防局通信指令課にて受付を行っています。</p> <p>第 6 項（障害福祉部障害施策推進課）（各区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所総務課）</p> <p>区役所の窓口では、聴覚障害者の方に配慮しながら、聴覚障害者相談員や登録手話通訳者によるコミュニケーションを行っておりますので、タブレットを設置することは現時点では難しいと考えています。</p> <p>なお、聴覚障害者相談員への連絡ツールのひとつとして、各区に聴覚障害者専用メールアドレスを設置しています。各区聴覚障害者相談員が聴覚障害者専用メールアドレスの使い方をご説明し、みなさまのメールアドレスとアドレス交換したうえで使用開始としています。ぜひご利用ください。</p>			

番 号	陳情第 27 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第 7 項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>ご意見いただいておりますとおり、医療機関受診時・入院時の情報保障と意思疎通は、聴覚障害者の安心安全のため必要不可欠なものです。本市では医療機関における円滑な情報保障のため、登録手話通訳者・登録要約筆記者に対して様々な研修を行い、スキル向上を図っています。</p> <p>委員会で作成いただいた「手話ハンドブック」について、当事者の皆様がご自身の経験を踏まえて作成され、学習会等で普及啓発をいただくことは非常に有効であると考えます。本市としても、庁内の関連部局に「手話ハンドブック」及び手話学習会について周知します。</p> <p>インターネット等の活用も依然と比べ容易になっていますので、ぜひ皆様におかれましても、今後とも普及啓発を図っていただけると幸いです。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第1項、第2項（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>本市では、障害者の高齢化や重度化、介護者の高齢化などが進んでも、障害のある方が住み慣れた地域で生活し続けていただけるよう、重要な暮らしの場としてグループホームの整備と機能強化を進めています。</p> <p>グループホームの整備を促進するため、新たなグループホームを整備するに当たり、市独自で国庫補助金に上乘せし、整備の加算を行っており、その対象としては、重度障害者を受け入れる事業者を優先して選定するなど、特に重度障害者の方の暮らしの場の確保に努めています。</p> <p>現在、日中サービス支援型グループホームの申請等はありませんが、申請等があれば、関係法令に基づき適切に対応します。</p> <p>第3項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>令和元年度末232か所・939人から令和3年度末（令和4年4月1日時点）283か所・1,183人となっており、51か所のグループホームの整備がされています。</p> <p>第4項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>本市では、重度重複障害者を受け入れるグループホーム（定員8人以上かつ、入居者のうち重度重複障害者が50/100以上）について、生活支援員の増員及び看護職員の配置に対して補助を行っています。</p> <p>今後も対象となるグループホームが増えた場合は、現制度における補助の実施を行うために予算の確保に努め、地域における重度障害者の暮らしの場の確保のために寄与したいと考えています。</p> <p>第5項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>緊急時対応事業は、障害者を在宅介護する者が緊急の事由により介護を行うことができなくなった場合に、当該障害者に対し支援等の対応を行う事業です。</p> <p>現時点においては、現状の制度運用の中で対象となり得る方においても、登録を行っていない方がおられることから、制度の周知方法を検討しているところです。</p> <p>対象を拡充するにあたっては、協力事業所の体制確保がさらに必要となることから、引き続き事業所等の意見も踏まえた上で検討する必要があると考えています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第6項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>令和5年4月より、「地域生活支援拠点等」として「緊急時の受入・対応」を担う短期入所事業所を市が認定し、在宅で生活する障害者児が介護者の緊急時等に短期入所を利用できる仕組みが始まりました。</p> <p>認定は市内4事業所で、緊急時には認定事業所に直接相談することになりますが、計画相談支援をご利用の方は相談支援専門員に相談するようにおすすめています。</p> <p>直近の実績は4月から6月で、相談件数は月平均7件となっています。</p> <p>第7項（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供するためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めているところです。</p> <p>令和3年度から「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催し、障害福祉サービス事業所及び高齢者福祉施設職員が実践活動や研究活動等の発表を行い、福祉・介護の仕事に興味のある方や従事している方に対し、福祉と介護の魅力を発信し、求職のきっかけとなるように働きかけています。</p> <p>なお、報酬の引き上げを中心とした職員の処遇改善については、引き続き国に要望します。</p> <p>また、介護業務の負担軽減等を図るため、国庫補助を活用し、事業所が介護ロボット等を導入する際の費用に対する補助を行ってきました。</p> <p>人材育成では、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」研修を実施するほか、障害福祉サービス事業者に対し、障害者虐待防止研修会を実施しています。さらには、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」やグループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第1項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護や支援を要する度合いを示す要介護度は、個々の複雑な心身の状態像を総合的に反映し判定される仕組みとなっています。</p> <p>要介護度は、認定調査票と主治医意見書といった2つの書類をもとに、コンピュータによる一次判定、医療・保健・福祉分野の専門家4、5名で構成される介護認定審査会による二次判定を経て決定されます。この要介護認定の手続きは、各市町村間で差異が生まれないよう、国が示す全国一律の基準で行われています。</p> <p>本市においては、本市の認定調査員に対し、定期的な研修や認定調査票の記載内容の点検等を行い、審査判定の判断の基礎となる認定調査票の記載内容の充実を図っています。また、かかりつけ医である主治医に対しては、傷病以外にご本人の日頃の心身状態を的確にご判断いただけるよう、ご家族等が記入した「問診票」の活用をご案内しています。</p> <p>今後も、被保険者ご本人の心身の状態像を適正に反映した要介護認定を行います。</p> <p>第2項（障害福祉部障害支援課・障害者更生相談所）</p> <p>補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用される用具であり、職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として使用されるものです。</p> <p>そのため、製作する補装具は、専門職員（医師、理学療法士、作業療法士、補装具製作者等）が補装具を必要とする身体障害者、身体障害児及び難病患者等の身体（障害）状況・使用目的・生活環境（生活実態含む）等の諸条件について考慮、検討を行った後、医師が処方しています。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	児童発達支援センターについて		
<p>(障害福祉部障害支援課)</p> <p>本施設の運営については、現在、指定管理者を5年おきに指定しており、平成31年4月から令和6年3月まで堺市社会福祉事業団を指定しています。令和6年度以降の指定管理者の選定については、安定的に質の高い障害児療育に取り組む事業者が増えてきたことから「堺市立こどもリハビリテーションセンター条例」の規定どおり、北こどもリハビリテーションセンターについては公募し、質の向上が期待できる事業者を指定管理者として選定します。</p> <p>また、北こどもリハビリテーションセンターに新しい事業者が選定された場合であっても、社会福祉事業団から新事業者にこれまでのノウハウをフィードバックすることで、充実したセンター運営が期待できることから、南こどもリハビリテーションセンターについては引き続き非公募により選定を行います。</p>			

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
<p>(保健所感染症対策課)</p> <p>ワクチン接種後の副反応を疑う事例は、国が医療機関に報告を求め、収集しています。収集した報告は、厚生労働省の審議会に報告し、専門家による評価を行い、その結果を厚生労働省のホームページで公表するなどして、安全性に関する情報提供を行っています。</p> <p>また、日常生活の中では、ワクチン接種の有無にかかわらず様々な事象が偶発的に発生するため、国では、報告があった症例について調べるほか、同じような事例の頻度や自然発生と比べて多いかどうか、諸外国における同様の評価の状況なども参考に評価を行っています。</p> <p>本市でも接種を希望される方がお知りになりたい情報は、「広報さかい」や本市のホームページに掲載していますが、詳細な副反応及びその評価については厚生労働省のホームページと連携するなどして参照いただけるようご案内しています。</p> <p>今後も引き続き、市民の皆様への情報発信に取り組めます。</p> <p>予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。</p> <p>本市でも申請希望がある方に対し、申請に必要な手続き等についての相談を行い、申請後も必要に応じて専門職（看護師）が相談に応じるなど丁寧な対応に努めています。</p>			

番 号	陳情第32号	所管局	健康福祉局
件 名	感染症対策について		
<p>第1項（保健所感染症対策課）</p> <p>国の通知により、令和5年3月13日からマスク着用は基本的に個人の判断によるものとなりました。</p> <p>マスクの着用については、個別の事情やメリット・デメリットなどがあるため、「個人の判断が基本」とされたものと認識しています。</p> <p>従って本市では、ホームページや「広報さかい」において、マスクの着用は「個人の判断が基本」となることを周知しています。</p> <p>引き続き効果的な広報、周知に努めます。</p>			

番 号	陳情第32号	所管局	教育委員会事務局
件 名	感染症対策について		
<p>第2項、第3項、第4項、第5項、第6項（学校教育部学校保健体育課）</p> <p>本市では文部科学省の「新学期以降の学校園におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」を踏まえ、令和5年3月23日に教育長名で各学校園長へ「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」に通知を発出し、令和5年4月1日から学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とする取扱いを通知しています。</p> <p>また、通知後も、学校園におけるマスク着用の考え方の見直しについて、4月に教育長メッセージを発出したうえで、そのリンクを市ホームページや学校園ホームページに掲載しました。あわせて全学校園に対し、教職員、保護者、児童生徒等へその内容を周知するよう指導しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した後も「学校園では、マスクの着脱について強制することはなく、また児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう適切に指導する」よう複数回通知し、6月21日は、全管理職に対し、「熱中症予防とマスクの着脱について」として、メールによる啓発を行っています。</p> <p>さらに、7月4日付けで熱中症対策の一層の強化についての協力依頼を発出する際にも、マスク着用の危険性を十分に説明したうえではずすよう指導するようにと通知しています。</p> <p>今後も、マスク着用の考え方の見直しの趣旨の理解促進のため、機会をとらえて、学校園長や保護者等への周知に取り組みます。</p> <p>第7項（学校教育部学校保健体育課）</p> <p>体育大会などの学校行事については、校長の権限において、日程や内容等を適切に判断し、教育的な観点も十分に踏まえ決定しています。地域や学校によって状況が異なるため、その判断については、児童や保護者等に丁寧な説明が必要であると考えます。</p> <p>第8項（学校教育部）</p> <p>堺市立学校園において危機事象が発生した場合、全学校園の校園長・教頭等の管理職に対して、携帯電話及び学校園が管理する校務用PCに一斉メールを発信し、情報共有ができる体制になっています。</p>			

番 号	陳情第33号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>泉ヶ丘から鳳駅へのバス路線の新設については、これまで、当該地域を運行している南海バスにお伝えしてきました。また、令和4年12月実施した「堺市市政モニターアンケート」においても同様の意見があったところであり、今回いただきました要望や市政モニターアンケートのご意見について南海バス株式会社に確認したところ、「コロナ禍で長期的に収入が戻らず、既存路線の運行を維持することが非常に厳しい経営状況の中、バス路線新設については、新たに車両と乗務員を用意して運行するため、多額の費用が発生することなどから、事業性・採算性を踏まえると困難」とのことです。</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持確保しています。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としましては、引き続き市民及び事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課・子ども育成課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、子ども、障害者、妊婦、生活困窮者は対象としておりません。</p> <p>本市としましては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p> <p>第3項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してはバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としています。</p> <p>南海バスにおいては、「バス乗り継ぎ制度については、元来1つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用者の負担が増えないように導入したもので、当該制度が残っている以外の路線に仮に導入したとしても、減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。」とのことです。</p> <p>本市としましては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第34号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部交通政策担当）</p> <p>交通政策基本法に基づき政府が策定する交通政策基本計画では、基本的方針として「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要な不可欠な交通の維持・確保」を掲げ、国、地方公共団体、交通事業者、地域住民等の関係者が連携・協働して、地域の実情に応じた創意工夫や努力を重ねることにより、あらゆる人の日常生活に必要な外出・移動を支える輸送サービスを維持・確保することとしています。また、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が制定されています。</p> <p>本市としても、人口減少や新しい生活スタイルの浸透などにより公共交通を取り巻く環境は厳しい状況が続く中、地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿を明らかにする「地域公共交通計画」の策定を進めており、計画策定後はそれに基づいて地域の社会生活・経済活動に不可欠な公共交通の維持・確保に向けた取組を進めます。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課）（市長公室政策企画部先進事業担当）（泉北ニューデザイン推進室スマートシティ担当）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、障害者、子ども、生活困窮者は対象としておりません。市としましては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p> <p>堺市乗合タクシーについては、これまで制度目的に沿って利用者等から要望を受けた地域への新たな停留所の追加、接続駅の追加および予約締め切り時間の短縮などの運行改善を行っており、今後ともより良い制度となるよう努めます。</p> <p>デマンド交通の導入にあたっては、既存事業者への影響、地域の特性や需要、コストなどを踏まえ、慎重に考える必要があります。</p> <p>なお、現在、泉北ニュータウン地域では、産学公民が連携してスマートシティに取り組む「SENBOKUスマートシティコンソーシアム」の活動の一環として、民間事業者が主体となって移動利便の向上と地域課題の解決をめざしたオンデマンドバスの実証実験等に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第34号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第3項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当）</p> <p>公共交通利用者は、新型コロナウイルスの影響を受けて厳しい状況が続いています。また、今後人口減少・高齢化が一層進む中、需要の多い都市部の路線利用者が減少すれば市内の路線網全体の維持が困難となるなど、経営環境のさらなる悪化が危惧されます。</p> <p>さらに、自動運転技術が進展するほど乗用車の利便性が高まる傾向にあるため、自動運転社会に対応した公共交通サービスの充実が不可欠です。</p> <p>そのため、都市や交通、環境、観光、福祉等の様々な分野の連携した取組を通じ地域全体の魅力や活力を高め、公共交通の維持・増進を図ることが不可欠です。</p> <p>こうした背景のもと、本市では各種の都心活性化施策と併せ、堺都心部を中心に様々な交通施策、ICT施策等に取り組むSMIプロジェクト（堺・モビリティ・イノベーション）の検討を進めています。</p> <p>なかでも、SMI都心ラインは、堺駅～堺東駅間の公共交通について、自動運転などの先進技術を活用してバリアフリーな移動環境の実現、快適性や安全性の向上などを図るものです。</p> <p>また、各乗降場に次世代モビリティのポートやデジタルサイネージを設置するなど、多様なニーズに対応したサービスと連携することで、公共交通の利便性向上をめざします。</p> <p>第4項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当課）</p> <p>本市では、堺都心部の移動利便性や回遊性の向上などをめざしたSMIプロジェクトに取り組んでいます。その取組の一つとして、堺都心部と美原をはじめとした市域東部の人流と地域の活性化、公共交通の利用促進などを目的として、堺都心部と美原を直通の急行バスでつなぐSMI美原ラインの導入をめざしています。</p> <p>まずは実証実験により試験運行を行いながら、需要喚起に取り組むことが必要であると考えており、今年度は10月2日（月）から12月15日（金）までの期間、堺駅前から美原区役所前間において直通急行バスを運行する実証実験を実施します。今後、実証実験の結果を踏まえ、導入に向けて検討を進めます。</p>			

番 号	陳情第34号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第5項（交通部公共交通担当）</p> <p>交通事業者は、路面公共交通サービスの円滑かつ安全な提供を促進する役割を担っており、本市はそれら公共交通の維持・確保に向けて、様々な要望や声について、その内容を検討し、交通事業者と連携しながら可能な限り公共交通の利便性向上および利用促進を図っていく必要があると考えています。</p> <p>本市では、すべての人が利用しやすいノンステップバスの導入補助による利便性向上やおでかけ応援制度の実施による利用促進に取り組んでいます。</p> <p>バス待ち環境については、公共施設や道路整備等の機会を捉え改善が図られるよう、関係部署や交通事業者と連携します。</p> <p>本市としましては、引き続き事業者と連携しながら、公共交通の利便性向上および利用促進に取り組めます。</p> <p>第6項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市内を運行している南海バス株式会社において、利用者の負担軽減による利用促進を図るため、各種運賃割引を実施しています。交通系ICカード「PiTaPa」利用で、1ヶ月（1～末日）のご利用額が3,000円を超えた金額に対して割引（10.7%）が適用されます。また、南海バス専用ICカード「なっち」利用で、チャージ金額に対してプレミアがつき、利用回数に関わらず、普通精算で10.7%割引相当、昼割精算で16.7%割引相当の運賃で利用できます。</p> <p>本市としましては、引き続き事業者と連携し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。</p> <p>第7項（交通部公共交通担当・都市整備部中百舌鳥・拠点整備担当）</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社からは、快速等の速達性の高い列車は、都市間輸送の主力列車として所要時間を短縮する等の目的で運行しており、停車駅は、路線全体の乗降者数や輸送サービス等を総合的に判断し設定しており、現在、津久野駅で快速停車の計画はないと聞いております。</p> <p>本市としましては、地元主体による市街地再整備の動向や駅乗降者数等を注視し、公共交通の利便性向上が図られるよう事業者に働きかけます。</p>			

番 号	陳情第34号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第8項（交通部交通政策担当）</p> <p>阪堺線は、100年以上の歴史を有する大阪府で唯一残る路面電車であり、本市にとって重要な資源であると認識しております。阪堺線をまちの資源として活かすために、本市としても施設の老朽化対策や高度化に対する補助、おでかけ応援制度や堺おもてなしチケット等による利用促進、電気代高騰を受けた電車動力費や省エネルギー対策に対する支援等に取り組み、市民の共有財産である阪堺線を守っています。引き続き、関係部署・機関との連携、沿線をはじめとする市民の皆様のご協力のもと、阪堺線の活性化に取り組みます。</p> <p>第9項（交通部交通政策担当）</p> <p>泉北高速鉄道及び南海電鉄高野線を乗り継いで通学している方に対する通学定期運賃の一部補助については、事業の目的に見合う効果が十分に認められなかったことから令和4年3月末をもって廃止したものであり、本制度の復活の予定はありません。</p> <p>第10項（交通部交通政策担当）</p> <p>人口減少・少子高齢化に加え、新しい生活スタイルの浸透などにより、公共交通の利用者が大きく減少し、交通事業が独立採算制を前提として存続することが困難となる中、国においては、危機に直面する地域交通について、地域交通の持つ価値や役割を見つめ直すべく、「アフターコロナ時代に向けた地域交通の共創に関する研究会」や「アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」有識者検討会」などにおいて、今後の地域交通のあり方について検討が行われています。また、「交通政策審議会 交通体系分科会 地域公共交通部会 最終とりまとめ」では、政府に対して、国土交通省の執行体制の強化や関係省庁間の連携体制の構築等を行いつつ、改正法や予算の着実な執行に努めること、中長期的視点に立って十分な予算を着実に確保するなど必要な支援策を着実に講じていくことや課題解決に向けた議論と努力を続けることを求めており、引き続き政府の対応を注視し、今後とも必要に応じ、議論、提言等を行っていくとしています。</p> <p>本市としては、国等の動向を注視しながら、引き続き、市民等の皆様の移動手手段の確保に向け、取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第34号	所管局	建設局
件 名	公共交通について		
<p>第11項（土木部土木監理課・サイクルシティ推進部自転車環境整備課）（教育委員会事務局 学校管理部学務課）</p> <p>自転車走行環境の整備について、本市では自転車ネットワーク計画に基づき通行空間の整備を進めており、今後も自転車及び歩行者の安全性・快適性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組みます。</p> <p>新たな歩道の整備については、用地買収が必要となる場合が多く、時間と費用を要するため、即効性に欠ける事業となります。速やかに安全対策を行うため、地域からの要望を踏まえ、道路の幅員に応じて外側線を設置することや道路側溝に蓋を掛けることによる歩行空間の確保等を行っています。また、歩道をより利用しやすいように、水はけのよい透水性舗装への改良や波打ちの解消等も行っています。</p> <p>通学路については、各学校において、年度当初に通学路の点検を実施し、改善が必要な箇所がある場合、その都度、平成27年10月策定の「堺市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校、自治会、教育委員会、道路管理者等、所轄警察署の合同立会のもと対策を検討し、道路状況に応じて整備しています。年度途中で随時寄せられる対策要望についても、同プログラムに基づき、関係機関等が連携して対策を実施しており、すべての対策内容は、堺市ホームページで公表しています。</p> <p>引き続き、本市・警察・地元自治会等、関係機関が連携し、自転車・歩行者通行空間の安全確保を行います。</p> <p>第12項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>本市では、令和5年7月末現在136か所のサイクルポートでシェアサイクル事業を展開しています。今後も、公共用地の活用や民間事業者等の協力を得ながら、通勤通学利用に適した主要駅周辺をはじめ、市内集客施設や観光地を周遊しやすい場所へのサイクルポートの設置を進めます。</p> <p>安価な料金体系について、本市で展開しているシェアサイクル事業は、全国同一料金体系で実施していますので、ご理解の程よろしくお願いたします。</p>			

番 号	陳情第35号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持・確保しています。</p> <p>城山台回り泉ヶ丘行きのバス路線を、南区役所近くを経由する路線へ変更することにつきましては、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社にお伝えします。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市では、すべての人が利用しやすいノンステップバスやバスの接近情報等が確認できるバスロケーションシステムの導入、おでかけ応援制度の実施など、公共交通の利便性向上や利用促進に交通事業者とともに取り組んでいます。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としましては、引き続き市民及び交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。</p> <p>第3項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市では、以前、各区内を周回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。</p> <p>第4項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度であり、引き続き制度の趣旨に沿った運用に努めます。</p>			

番 号	陳情第36号	所管局	建設局
件 名	公園について		
<p>第1項（公園緑地部公園緑地整備課） 公園整備にあたり、主に当該用地に関する取扱いについて、地権者と協議を行っており、個別事項であるため、広報などで広く市民に周知することは適しません。ご理解の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>第2項（公園緑地部公園緑地整備課） 公園整備にあたり、主に当該用地に関する取扱いについて、地権者と協議を行っており、個別事項であるため、協議に他者の参加を募ることは適しません。ご理解の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>第3項（公園緑地部公園緑地整備課） 事業を進める際には、地域の方々からご意見をいただき、できる限り反映させながら、公園整備を進めます。</p> <p>第4項（公園緑地部公園緑地整備課） 当該公園は、昭和40年7月29日に都市計画決定された地区公園で、平成27年度に公園整備を行い、一部区域を開設しております。今後は、現状での課題解決を図りながら、公園区域の拡張も踏まえ、取り組みます。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	建設局
件 名	交通対策について		
<p>第1項、第2項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>事業を進める際には、いただいたご意見を含め、できる限り公園利用者の利便性向上の観点も持ちながら取り組みます。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	建築都市局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
<p>(都市計画部都市計画課・都市景観室)</p> <p>「南部大阪都市計画都市再開発の方針」の変更にあたっては、いただいたご意見を踏まえ、市街地の名称等について分かりやすい表現とするよう努めます。</p>			

番 号	陳情第39号	所管局	建築都市局
件 名	支援学校について		
<p>第1項（住宅部住宅施策推進課）（中区役所深井駅周辺地域活性化推進室）</p> <p>大阪府と本市では「大阪府営八田荘住宅 まちづくり基本構想」において、府営八田荘住宅の活用に向けた方向性を定めており、『安全・安心で地域の活力と魅力向上のための住環境づくり』、『少子高齢化に対応した居住および生活サービス機能の向上』、『地域の生活動線の改善などの公共空間の充実』と示しています。</p> <p>これまで、基本構想に基づき、具体的には宮園こども園の耐震化や大阪府営八田荘住宅建替事業に際し、市道八田北深井沢線における歩道整備がなされています。</p> <p>今後、建替により創出される活用地については、若年ファミリー世帯が定住できる民間住宅等の供給促進など、基本構想の理念である「多様な世代が暮らす活力と魅力ある住環境づくり」や、中区役所が取り組んでいる水賀池公園整備をはじめとした深井駅周辺地域活性化事業と連携し、深井駅を中心とした東西の人の流れの誘引に資する活用となるよう大阪府へ要望します。</p>			

番 号	陳情第39号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第2項、第3項（学校教育部支援教育課）</p> <p>宮園校区の皆様には、本市の説明不足による不安を抱かせてしまい、大変申し訳ありません。</p> <p>百舌鳥・上神谷の両支援学校の狭隘の解消及び今後の児童生徒数の増加についての課題に対して、令和4年7月から対策チームを設置し、庁内で協議を進め、教育財産を中心に検討することとなりました。その結果、宮園小学校内への分校設置案について具体的な方向性が決まったのが令和5年4月であり、宮園校区の皆様への説明が令和5年6月となりました。</p> <p>第4項（学校教育部支援教育課）</p> <p>宮園小学校内への分校設置案となりましたのは、可能な限り早急な対応が必要であったため今ある教育財産を中心に検討したこと、宮園小学校が市の中心部に位置しておりスクールバスの運行がスムーズになること、支援学校の不足教室分とスクールバスの駐車スペースが確保できること、という理由からです。</p> <p>第5項（学校管理部学務課）</p> <p>本市教育委員会では、令和3年策定の「第3期未来をつくる堺教育プラン」において、学校規模として11学級以下（支援学級を除く。）の小学校については、児童数の推移などを勘案しながら、すべての学年でクラス替えが可能となるように再編整備を進めることとしています。宮園小学校は、校区内の児童数が減少し、小規模な小学校になっていると認識しており、今後の対応についても、児童数の推移などを勘案しながら検討します。</p> <p>なお、宮園小学校のより良い教育環境を整えるため、令和4年4月から東深井小学校校区の一部の地域に、宮園小学校へも就学することのできる区域（指定校変更許可区域）を設けています。</p> <p>第6項（学校管理部学務課）（建築都市局住宅部住宅施策推進課）</p> <p>宮園校区の現状をお伝えし、大阪府営八田荘住宅建替事業の円滑な実施について、働きかけを行っています。</p> <p>第7項（学校教育部支援教育課）</p> <p>令和8年度4月の分校開校にむけて、宮園小学校において令和6年度より分校設置に必要な工事等を進めたいと考えています。分校設置後は、百舌鳥、上神谷、支援学校（分校）の3校体制での運営を考えています。</p>			

番 号	陳情第40号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第1項（学校教育部支援教育課） 今後の堺市の特別支援教育としては、インクルーシブ教育システムの考え方をふまえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求し、また、それぞれの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、このことは、支援学校においても同じであると考えています。</p> <p>第2項（1）（2）（学校教育部支援教育課） 児童生徒数が増えていることにより特別教室、体育館、運動場での集団学習が困難であること及び特別教室を普通教室に転用する必要が生じていることが狭隘の状況であると捉えており、これらの状況を解消することが狭隘化の解消であると考えています。 老朽化に関しては百舌鳥支援学校に係る将来的な課題と考えており、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、狭隘化と併せ関係課が連携し、対応に努めます。</p> <p>第3項（学校教育部支援教育課） 百舌鳥支援学校、上神谷支援学校の教育環境の改善と安全の確保を念頭に、宮園小学校敷地（校舎）の一部を支援学校分校とした新たな対応ができるよう、地元調整を行います。支援学校分校へは、様々な状況を勘案し、百舌鳥支援学校と上神谷支援学校のいずれからも児童生徒が移る予定です。</p> <p>第4項（学校教育部支援教育課） 支援学校の現状については、管理職へのヒアリング等において確認しています。また、保護者、教職員との懇談の場を定期的に設け、ご意見を伺っています。今後も、保護者の方々や教職員のご意見を聴かせていただく機会を設けます。</p> <p>第5項（学校管理部学務課・学校教育部支援教育課） 支援学校スクールバスについては、児童生徒の負担軽減と安全な運行の確保を目的に、これまで増便や運行コースの見直しを図ってきました。 今市議会では、児童生徒数の増加に対応し、乗車時間の短縮を図り、児童生徒の負担軽減に資するため、令和6年度からバスを増便するための補正予算案を上程しています。</p> <p>第6項（学校管理部学務課・学校教育部支援教育課） 支援学校では自主通学が困難な児童生徒ならびに保護者の負担軽減と通学途上の安全確保を目的に、スクールバスを運行しています。 スクールバス送迎業務が適正に履行されるよう、発注者として、業務の進捗状況確認や履行状況の監督等の対応を、引き続き行います。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	教育委員会事務局
件 名	教科書について		
<p>第1項、第2項、第3項、第4項、第5項（学校教育部教育課程課・教育センター能力開発課）</p> <p>教科書協会において、政令指定都市の採択事務にかかる教育委員会用見本本の上限冊数は教育委員数によって定められています。本市の教育委員数は5名であり、5名の場合の上限冊数は17冊となっています。</p> <p>令和5年度の教科書展示会については、堺市教育文化センター（ソフィア・堺）内、教科書センター（中区）及び中図書館（中区）にて6月20日から7月14日まで実施しました。</p> <p>今後、広く市民に提供できるよう、他施設での教科書展示会の実施について検討します。その際、教科書展示会の実施に必要な見本本の冊数の確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第42号	所管局	教育委員会事務局
件 名	交通対策について		
<p>第1項、第2項（学校管理部学務課）（建設局土木部土木監理課・サイクルシティ推進部自転車企画推進課）（環境局環境保全部環境対策課）</p> <p>通学路については、各学校において、年度当初に通学路の点検を実施し、改善が必要な個所がある場合、その都度、平成27年10月策定の「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校、自治会、教育委員会、道路管理者等、所轄警察署の合同立会のもと対策を検討し、道路状況に応じて整備しています。</p> <p>なお、年度途中で随時寄せられる対策要望についても、同プログラムに基づき、関係機関等が連携して対策を実施しています。</p> <p>また、騒音に係る周辺住宅地への影響については、事業者に対し、法令に基づき必要な対応を行います。</p>			

番 号	陳情第43号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
<p>第1項（中央図書館総務課）</p> <p>本市では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備及び図書資料費に係る予算の充実に努めています。今後も読書活動を推進し、ご利用いただく方の課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めます。</p> <p>第2項（中央図書館総務課）</p> <p>司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員が重要であると認識しています。質の高いサービスを維持、提供できるよう、職場研修を積み重ね、司書の専門性を高めます。また、専門家や関連機関、関連部局との連携を図りながら、市民の学びと交流を支援します。</p> <p>第3項（中央図書館総務課）</p> <p>本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第32条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。人口減少と超高齢社会が進行している社会潮流においても、持続可能で市民ニーズをふまえた図書館サービスの提供ができるよう努めます。</p> <p>第4項（中央図書館総務課）</p> <p>パブリックコメント制度にて寄せられたご意見をふまえ、令和2年7月に「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を策定しました。基本指針に沿ったサービスの拡充、重点項目への取組や、新たな機能を持つ施設等の整備など、計画策定に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第44号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校図書館について		
<p>第1項（学校教育部教育課程課）</p> <p>学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。</p> <p>本市では令和3年度から全小中学校に週2日勤務の学校司書を学校職員の一員として配置し、各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じて、環境整備を進めています。また、例年各校の学校図書館教育における実情把握を行い、学校司書配置による効果や課題等についての検証を行っており、それらをふまえ、適切な配置の検討を行います。</p> <p>第2項（学校教育部教育課程課・学校管理部学校管理課）</p> <p>図書資料購入費や新聞購入費等については、地方交付税措置の状況を踏まえ、令和5年度においても予算措置を行っています。そのうち、新聞購入費については、令和5年度から新たに中学校では従来の2紙から3紙に、また、高等学校では従来の1紙から4紙の購入が可能となるよう、予算の増額を行っています。</p> <p>教科用図書については、各校において消耗品費で購入し学校図書館に配置することを可としています。</p> <p>第3項（1）（2）（3）（学校教育部教育課程課）</p> <p>学校司書は、地方公務員法第22条の2第1項第1号による会計年度任用職員として任用しています。報酬については、経験年数に応じて報酬の金額が上がり、休暇については、規定に基づき年次有給休暇や病気休暇、特別休暇等の取得が可能です。今後も学校司書の勤務実態を把握しながら、継続的な人材育成に努めていきます。</p> <p>第4項（学校教育部教育課程課）</p> <p>児童生徒が多様な情報に触れる機会が増加していることを受け、情報の信頼性等を判断し、取捨選択する力や情報リテラシー等、情報活用能力の育成を図るために、図書資料を充実させ、学校図書館の情報センター機能としての活用を推進します。</p> <p>第5項（学校教育部教育課程課・学校管理部学校管理課）</p> <p>特別支援学校の図書の購入・更新に係る図書費については、地方交付税措置の状況を踏まえて予算措置を行っています。また、必要に応じた図書資料の充実を図るために、特別支援学校勤務の司書教諭への研修を充実させるなど、検討を進めます。</p> <p>読書バリアフリーについては、各学校図書館において適切な読書環境の整備が行えるよう、学校司書や司書教諭に対し研修等を通じて必要な知識の伝達を図ります。</p>			

番 号	陳情第44号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校図書館について		
<p>第6項（学校教育部教育課程課）</p> <p>蔵書のデータベース化は、学校司書の業務改善や児童生徒の読書傾向の把握等の観点から一定の効果があるものと認識しており、導入校の好事例を紹介するなどしてその普及に努めています。</p> <p>全市同一の蔵書管理システムについては、各校の実態に応じて異なるシステムを導入していることから、現時点において統一的なシステムを導入することは困難であると認識しています。統一的な蔵書管理システムを導入している他市事例などの情報収集に努めます。</p>			

番 号	陳情第45号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（学校管理部学校施設課）</p> <p>学校トイレについては、小中学校トイレの環境改善事業として、洋便器の設置率の向上を含めた学校のトイレ改修を計画的に進めており、その中で、老朽化したトイレの全面改修に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修に取り組んでいます。</p> <p>また、小便器（トイレタンク）の水圧や鍵の不具合等については、学校現場の状況を確認し、修繕等必要な場合は対応を行い、学校トイレの環境改善に努めます。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>夏休み期間中、工事に伴う騒音発生が予想されたため、普段の活動場所に加え、冷房設備がある理科室、家庭科室、音楽室を学校協力のもと活用しました。活動場所の確保については、安全・安心にご利用いただけるよう、引き続き学校と連携を図ります。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>業務を担う従事者については、本来運営事業者が確保すべきものですが、本市としましてもホームページにおいて募集の記事等を掲載するなど支援しています。また、全国的な指導員不足が課題となる中、継続して本市の事業で安定的に従事していただくためには指導員の処遇改善が課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>子どもたちが安全・安心に過ごせるよう、間食の提供については、各運営事業者に対し、栄養面や活力面から必要とされるものを適切に提供し、生菓子などの傷みやすいものや児童がのどに詰りやすいものなどは避け、個別包装による乾燥菓子など傷みにくいものとするを仕様書に明記しています。また、複数人での検品を行う等、賞味期限の厳守に細心の注意を払うことについて規定しています。さらに、本市職員がルーム巡回を実施し、履行状況の確認を行っています。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>本市では、待機児童が生じないように、活動場所については専用教室のほか、国の基準を遵守しつつ学校の協力のもと放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。</p> <p>なお共用教室は、学校が当該教室の本来の用途を使用することを前提としつつ、放課後の時間帯に専らのびのびルームの用途で使用するものであり、学校の使用に支障のない範囲で施設及び設備の整備に努めているものです。</p> <p>学校の教育活動、クラブ活動や委員会活動などの特別活動などにより、高学年等が教室を使用する際には使用できない場合があります、その場合、学校と協議の上、別の活動場所を使用できるよう調整しています。</p> <p>令和5年度における指導員の基本配置は、出席児童数に応じて配置されています。</p> <p>また、条例の規定はありませんが、配慮を要する児童への対応等のための追加配置指導員の一部については配置されていないと認識しています。放課後児童支援員等の確保が困難な中、業務を担う従事者につきましては、本来運営事業者が確保すべきものですが、本市としましてもホームページにおいて募集の記事等を掲載するなど支援しています。</p>			

番 号	陳情第47号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童支援員等の配置状況について、充足率という考え方による数値は持ち合わせていません。 また、業務を担う従事者につきましては、本来運営事業者が確保すべきものですが、本市としましてもホームページにおいて募集の記事等を掲載するなど支援しています。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） すべての運営事業者は、業務遂行上必要な研修を年間通じて適時実施しています。 なお、業務遂行上必要な研修として、「事業の趣旨・目的、業務内容及び服務規律について」「児童の権利擁護、人権の尊重について」「児童に対する接し方、種々の遊びについて」「障害（身体・知的・発達等）のある児童の理解と対応について」「家庭、地域、学校との調整、連携について」「児童の救急救命に関わる対応について」「児童のケガ、発作、熱中症発症時の対応について」等の研修を実施しています。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 現在契約している運営事業者との契約金額に占める人件費の割合は次のとおりです。 A社 約96%、B社 約85%、C社 約91%、D社 約92%、E社 約91%、F社 約93%、G社 約87% なお、運営事業者名は、公開することで当該運営事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、お示しできません。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課） のびのびルームの運営は、仕様書及び運営事業者の提案内容に基づき実施しており、本市として保護者会の組織、運営協議会の設置は予定していません。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 活動場所については、待機児童が生じないよう、専用教室のほか放課後に使用できる共用教室など、各学校と連携しその確保に努めています。 今後も随時、学校と協議を行い必要な活動場所の確保に努めます。また、運動場や体育館等を含め、活動場所のより効果的な利用方法を検討するなど、各運営事業者と情報共有を行いながら、児童が安心安全にのびのびルームを利用できるよう努めます。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 教育次長、地域教育支援部長がのびのびルームを視察し、市長へ運営状況を報告します。</p>			

令和5年 第4回市議会(定例会)陳情回答綴

令和5年9月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-23-0023

